

稲城市介護支援ボランティア制度試行的（モデル）事業実施報告書

～ 社会参加活動の介護保険制度への活用等に関する調査研究～

平成 20 年 3 月

稲 城 市

目 次

第1章 概要	1
1 本試行的（モデル）事業の目的	1
2 実施方法	1
3 検討内容及び結果	2
4 稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会	3
第2章 稲城市介護支援ボランティア制度	5
1 介護支援ボランティア制度の具体的内容	5
2 基本方針	5
3 管理機関	7
4 介護支援ボランティア受入機関等	7
5 介護支援ボランティア活動実績の把握	8
6 評価ポイント	8
7 評価ポイント転換交付金	9
8 市民への制度周知方法	10
9 実施に際してのスケジュール等	11
第3章 稲城市介護支援ボランティア制度と介護保険地域支援事業	13
1 稲城市介護支援ボランティア制度の地域支援事業における位置付け	13
2 稲城市介護支援ボランティア制度をめぐる論点の整理	14
3 地域支援事業交付金の活用方法	15
4 介護予防効果の目標値の設定	16
5 介護保険財政への効果シミュレーション	17
6 平成19年度及び平成20年度の予算措置	18
7 厚生労働省通知（ ）との対照	18
第4章 稲城市介護支援ボランティア実施状況	21
1 介護支援ボランティア登録対象者数の状況	21
2 介護支援ボランティア受入機関数の状況	21
3 介護支援ボランティア受入機関へのアンケート調査結果	23
第5章 稲城市介護支援ボランティアの活動状況の紹介	27
1 デイサービス利用者への昼食の盛り付けや配膳・下膳（ケアハウス）	27
2 筋力向上トレーニング教室での見守り・号令等（老人保健施設等）	28
3 小物作り等の指導や話し相手（特別養護老人ホーム）	29

4	裁縫ボランティア、乾いた洗濯物の整理（特別養護老人ホーム）	30
5	小物作り等の指導やレクリエーションの指導（ふれあいセンター）	31
6	お誕生会等の会食会の食事盛り付け、配膳等（NPO法人）	32
第6章	管理機関（稲城市社会福祉協議会）の事業実施状況	33
1	ボランティア登録及び活動の紹介	33
2	ポイントの付与	33
3	ボランティア活動を紹介する上で留意すること	33
4	介護支援ボランティア制度を継続するために留意すること	33
第7章	稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査結果	35
1	調査目的	35
2	調査方法等	35
3	調査結果	35
第8章	稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート （SF-36）調査結果	47
1	調査目的	47
2	調査方法等	47
3	調査結果	47
参考資料		59
・	稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム	61
・	介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与	62
・	介護支援ボランティアポイント（評価ポイント）の活用による保険料負担軽減の方法	63
・	稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ&A（平成19年9月1日）	64
・	稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ&A（平成19年9月15日）	74
・	稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ&A（平成19年12月1日）	75
・	健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～	80
・	稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱	87
・	介護保険最新情報 Vol.12 平成19年5月11日厚生労働省老健局介護保険課振興課 「介護保険制度を活用した高齢者の「ボランティア活動の支援について」平成19年 5月7日付老介発第0507001号、老振発第0507001号、厚生労働省老健局介護保険課 長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用につい て」	96
・	稲城市介護支援ボランティア制度創設までの経過	101

第1章 概要

1 本試行的（モデル）事業の目的

平成19年度から「介護支援ボランティア制度」の実施が可能となった。これは、稲城市が「高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みの創設」を求める構造改革特区要望を国へ行ったことを契機に、こうしたボランティア活動について、介護保険制度を活用して支援する仕組みが検討され、その結果、介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進が図られることとなったものである。

稲城市では、高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて、地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の介護予防を進めることを目指している。稲城市がいきいきとした地域社会となるため、こうした社会参加活動を行いたいと思う高齢者のための制度創設を行うものである。

「稲城市の介護支援ボランティア制度」が社会福祉法人全国社会福祉協議会の「社会参加活動の介護保険制度への活用等に関する調査研究」における「社会参加活動のモデル事業」として位置付けられていることから、事業実施の概要、今後の事業実施にあたっての課題等に関する検討を行うこととされている。

稲城市では、平成19年5月から、具体的な仕組みづくりについての検討に着手し、平成19年9月から「稲城市介護支援ボランティア制度」を試行的（モデル）として事業を実施しているところである。

こうしたことから、稲城市では「稲城市介護支援ボランティア制度」の試行的（モデル）実施を通じて事業の評価等を行うことを目的とし、本事業を行うものとする。具体的には、平成20年4月からの本格実施に向けて、実施にあたっての課題、改善点等を把握するとともに、事業の効果や問題点を検証することである。

2 実施方法

本事業の実施方法は、「稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会」を設置し、稲城市介護支援ボランティア制度設計、介護保険地域支援事業の関係の整理、平成19年9月からの実施状況調査のまとめ、稲城市介護支援ボランティア活動の具体的状況の調査、管理機関（稲城市社会福祉協議会）の事業実施状況の報告、稲城市介護支援ボランティアへのアンケート調査等を行った上で、これをもとに報告書としてとりまとめた。

3 検討内容及び結果

本事業の実施のため「稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会」を設置した。稲城市では、既に設置してある「稲城市介護保険運営協議会」において「介護支援ボランティア制度」に関する事項を、平成17年度から継続的に審議してきた経過があることから、この委員を充てることとした。

検討内容は以下のとおり。

(1) 第1回 稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会

日 時 平成19年11月26日(月)午後1時30分～3時08分

会 場 稲城市役所4階 全員協議会室

議題

- (1) 稲城市介護支援ボランティア制度の概要について
- (2) モデル事業の実施状況等について
- (3) 制度設計及びモデル事業実施にあたっての論点整理等について
- (4) アンケート調査について
- (5) 政策評価(事業効果)の試算について(今後の作業予定)
- (6) 本格実施に向けて(課題整理)
- (7) その他

(2) 第2回 稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会

日 時 平成20年2月27日(水)午後1時30分～

会 場 稲城市地域振興プラザ4階 大会議室

議題

- (1) モデル事業の実施状況等について
- (2) アンケート調査結果について
- (3) 報告書のとりまとめについて
- (4) その他

検討の結果、以下のことが明らかになった。

稲城市の介護支援ボランティア制度は、地域支援事業介護予防事業として、参加対象者、方法、財源等が明確となっており、試行的(モデル)実施を踏まえ、平成

20年度から円滑に本格実施へ移行することが可能と思われること。

試行的（モデル）実施では、想定以上の参加者があり、事業効果が期待できること。

アンケート調査からは、積極的に介護支援ボランティア制度を評価するものが多く、事業への期待感が高いことがわかったこと。

介護支援ボランティア活動は、従来のボランティア活動の延長線上にあり、受入機関では、概ね円滑に実施されていること。

介護予防の効果については、継続的にデータを収集するなど、今後継続的に評価することが必要であること、また実施状況に関しては、男性の参加が低いこと、新たな活動者の受け皿として介護支援ボランティア受入機関の拡大等についていくつかの課題があること。

こうした結果から、「稲城市の介護支援ボランティア制度は、平成20年度から介護保険地域支援事業介護予防事業として本格実施することが望ましい」との結論を得た。

4 稲城市介護支援ボランティア制度評価委員会

稲城市介護支援ボランティア制度評価委員（五十音順）

井上 禮敬	みどりクラブ連合会
大久保多美子	公募委員
城所 洋子	稲城市薬剤師会
齋藤 隆夫	民生児童委員協議会
武井 滋	稲城市医師会
内藤 佳津雄	日本大学教授
中溝 忖	稲城市社会福祉協議会
縄野 美香	介護保険施設
藤沢 衣佐子	南多摩保健所
藤本 卓	稲城歯科医会
松本 清美	公募委員
山尾 良広	居宅介護支援事業者
吉田 國康	民間介護サービス事業者
（	は会長、 は副会長）

第2章 稲城市介護支援ボランティア制度

1 介護支援ボランティア制度の具体的内容

稲城市の介護支援ボランティア制度は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するために実施する事業である。

具体的には、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、その高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものである。

この介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とし、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は市長が指定するものとしている。また、介護支援ボランティアは、稲城市長の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うこととなる。

2 基本方針

稲城市の介護支援ボランティア制度では、次の基本方針を定めている。

基本方針

- ・介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。
- ・介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。
- ・介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。
 - (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
 - (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
 - (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
 - (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(参考)

稲城市介護支援ボランティア制度の概要

1 概要

高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度（一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。）

2 目的

高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき稲城市介護支援ボランティア制度を設け、もっていきいきとした地域社会となることを目的とする。

3 内容

(1)	制度根拠	介護保険法第 115 条の 38 第 1 項、地域支援事業実施要綱別記 1(2)イ(イ)、稲城市介護保険条例第 15 条の 6、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱												
(2)	介護支援ボランティア	稲城市の介護保険第 1 号被保険者 あらかじめ管理機関へ登録が必要												
(3)	介護支援ボランティア活動	稲城市長が指定する介護支援ボランティア事業及び活動												
		<table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>活動</th></tr></thead><tbody><tr><td>介護保険対象施設</td><td>レクリエーション等の指導、参加支援</td></tr><tr><td>稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）</td><td>お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助 喫茶などの運営補助</td></tr><tr><td>ふれあいセンター</td><td>散歩、外出、館内移動の補助</td></tr><tr><td>ハンディキャブ</td><td>模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの</td></tr><tr><td>高齢者会食会</td><td>行事の手伝い</td></tr><tr><td>その他</td><td>話し相手 その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（例 - 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など）</td></tr></tbody></table>	事業	活動	介護保険対象施設	レクリエーション等の指導、参加支援	稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助 喫茶などの運営補助	ふれあいセンター	散歩、外出、館内移動の補助	ハンディキャブ	模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの	高齢者会食会	行事の手伝い
事業	活動													
介護保険対象施設	レクリエーション等の指導、参加支援													
稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）	お茶だしや食堂内の配膳・下膳などの補助 喫茶などの運営補助													
ふれあいセンター	散歩、外出、館内移動の補助													
ハンディキャブ	模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの													
高齢者会食会	行事の手伝い													
その他	話し相手 その他施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（例 - 草刈、洗濯物の整理、シーツ交換など）													
(4)	活動実績の把握	介護支援ボランティアが持参する介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印。												
(5)	評価ポイントの付与	介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて最大 5,000 ポイントの評価ポイントを付与。												
(6)	評価ポイント転換交付金	介護支援ボランティア手帳を添えて、評価ポイント活用を申し出る。交付額は、年間最大で 5,000 円。												
(7)	その他	介護保険料の未納又は滞納の場合、適用しない。												

4 財源等 市から管理機関へ交付する介護保険地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策に係る地域支援事業交付金を活用する。

5 管理機関 稲城市社会福祉協議会（評価ポイントの管理、付与等）

6 施行日 平成 19 年 9 月 1 日

3 管理機関

稲城市の介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理の業務は、介護支援ボランティア管理機関が行うものとしている。この管理機関は、稲城市社会福祉協議会を前提とし、稲城市からの委託を受けて管理機関としての業務を行うこととしている。

4 介護支援ボランティア受入機関等

稲城市介護支援ボランティア制度では、介護支援ボランティアの活動先は稲城市長が指定を行うものとしている。この活動先を「介護支援ボランティア受入機関等」と称し、介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動についての指定を受けるものとしている。

介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動の指定要件

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 稲城市内の施設又は場所における活動であること。2 介護保険事業に関する活動であること。3 ホームヘルプサービスで行うべき業務の代替でないこと。4 事業所等が本来行うべき業務の代替でないこと。5 活動の結果、一定の介護予防の効果が見込まれること。 |
|--|

受入機関等がこの指定を受けようとするときは、市長へ申請しなければならない。市長は、この申請に基づき指定し、又は却下したときは、申請者に通知するものとしている。

また、市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは指定を受けていた者に通知するものとする。

受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。この評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

5 介護支援ボランティア活動実績の把握

介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとし、管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

介護支援ボランティア手帳は、「健康に心配なし（梨）手帳」と称し、オリジナルのマークを入れた。また、「Jリーグサッカーチーム「東京ヴェルディ」が介護支援ボランティア制度を応援することとなったことから、ロゴが記載されている。

介護支援ボランティア手帳には、介護支援ボランティアの利便を図るため、登録事項、制度解説、Q & A、ボランティアの心得、ボランティア保険について、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱、スタンプ押印欄ページ、評価ポイント記録簿、介護支援ボランティア登録申請書、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書が収録されている。

6 評価ポイント

評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

7 評価ポイント転換交付金

評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする介護支援ボランティアは、介護支援ボランティア手帳を添えて市長に申出るものとする。ただし、介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しない。

市長は、この申出があった場合、介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

管理機関は、この伝達に基づき、その評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア 評価ポイント転換交付金
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

9 実施に際してのスケジュール等

実施に際してのスケジュール等は、概ね以下のとおりである。

- 平成19年4月 ・稲城市長と厚生労働省介護保険課長とで「ポイント制による実施」等を確認
- 5月 ・稲城市長が緊急会見で「(仮称)稲城市介護支援ボランティア制度」の実施を発表。
・厚生労働省は要綱改正により実現可能を通知。制度として実施可能となる。
- 6月 ・ボランティア受け入れ機関への説明
・ボランティア関係者等との意見交換
・ボランティア受け入れ機関との意見交換
・社会福祉協議会理事会での承認
- 7月 ・介護保険運営協議会での承認
・市議会委員会への説明
- 8月 ・稲城市広報で実施発表
- 9月 ・介護支援ボランティア登録開始(手帳交付)
・試行的(モデル)事業実施・スタンプ押印開始
- 11月 ・第1回介護支援ボランティア制度評価委員会
- 平成20年
- 1月 ・実施状況アンケート調査実施
- 2月 ・第2回介護支援ボランティア制度評価委員会
- 3月 ・稲城市介護支援ボランティア制度試行的(モデル)事業報告書
- 4月 ・本格実施
・評価ポイント付与開始予定
- 7月 ・評価ポイント転換交付金申請受付開始予定
- 平成21年3月 ・地域支援事業交付金精算(稲城市・管理機関(社会福祉協議会))

第3章 稲城市介護支援ボランティア制度と介護保険地域支援事業

1 稲城市介護支援ボランティア制度の地域支援事業における位置付け

介護支援ボランティア活動へは、平成19年5月7日付老介発第0507001号、老振発第0507001号、厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」等に基づき、介護保険地域支援事業介護予防事業又は任意事業として実施し、地域支援事業交付金の対象とすることが可能となることが明確化された。同通知によると、「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化した」としている。また、介護保険最新情報Vol.12平成19年5月11日厚生労働省老健局介護保険課振興課「介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援について」では、「地域の工夫次第で、介護予防に役立つ様々な取り組みに広げることも考えられ、結果的に地域の活性化にも資するような活用方策も可能となる。」「いわば、高齢者の介護予防、住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みであり、地域の創意工夫の下に、この例の限らず、元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進していただきたい」としている。

こうしたことから、稲城市では、介護保険地域支援事業介護予防事業として位置付けることとした。

稲城市における本制度の根拠法令等は、以下のとおりとした。

- ・ 介護保険法：第115条の38（介護予防事業）
- ・ 国の定める要綱：地域支援事業実施要綱
別記
 - 1 介護予防事業
 - （2）介護予防一般高齢者施策
 - イ 各論
 - （イ）地域介護予防活動支援事業
社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

2 稲城市介護支援ボランティア制度をめぐる論点の整理

	論 点	考え方
1	意欲的な保険者の先進的取り組みを可能とするものであり、積極的に評価できるのではないか。	介護保険の保険者として、地域支援事業を活用した独創的な介護予防施策の提案であり、地域づくりの観点からも、評価できるものと考えている。
2	元気な高齢者が相互扶助のボランティア活動に参加することにより、高齢者の意識改革につながり、介護給付費の増加に歯止めをかける一助にもなるものと考えられ、有意義な制度ではないか。	地域の高齢者が他の高齢者のために介護支援ボランティア活動を行うことにより、地域社会で互いに助け合う共助の精神を浸透するねらいを持っており、高齢者の社会参加・地域貢献が結果的に介護保険財政に良い効果をもたらすものと考えている。
3	ボランティア活動に対する対価的な性格があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか。	保険料負担額の軽減額や方法等からみても、ボランティア活動への対価的性格を有するものではないと考えている。 また、保険料負担の軽減については、本人の申出に基づくものであり、ボランティア自身の意思を尊重する制度であることから、ボランティア本来の意義が薄れることはない判断した。
4	保険料は所得に応じて設定すべきであり、ボランティアで軽減される保険料をボランティアに参加しない者に負担させるのは適当ではないのではないか。	本事業は、保険料が所得に応じて設定される仕組みを維持している。また、保険料の「控除」や「減免」を行うものではない。 本事業の保険料負担の軽減は、地域支援事業の介護予防事業（一般高齢者施策）の地域支援事業交付金で行うものであり、軽減される保険料相当分をボランティアに参加しない者だけに負担を求めるものではない。 なお、介護支援ボランティアが100人であった場合、高齢者の保険料負担への影響額は、一月あたり0.8円程度と試算しており、極めて少ないものと判断している。
5	介護支援ボランティア活動として「身体介護」や「生活援助」を対象にすべきではないか。	「身体介護」や「生活援助」は、ホームヘルパー、介護福祉士などの専門職により、個別の援助計画等に基づき、適切に提供されるべきであると 考えている。 介護支援ボランティア活動は、高齢者が自らの

		意思に基づき、無理なく参加できる「社会参加活動」でなければならないと考えており、稲城市では、「身体介護」や「生活援助」などの介護は対象とすべきでないと考えている。
6	「介護支援ボランティア」という呼称を使うことは適切ではないのではないか。	厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知の中で「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化した」と明記されていることから、現時点では、「介護支援ボランティア」の呼称は市町村の地域支援事業として適切な呼称であると判断している。 (参考 平成 19 年 5 月 7 日付老介発第 0507001 号、老振発第 0507001 号、厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」)
7	介護予防の評価を行うことは困難ではないか。	本事業は、介護保険地域支援事業介護予防事業として実施するものであり、保険者として、介護予防の評価を行うことが必要と考えている。介護予防事業の一般高齢者施策と位置付けられることから、主観的健康感等を測定することにより評価を試みることができると判断している。

3 地域支援事業交付金の活用方法

稲城市では、管理機関（社会福祉協議会）へ介護予防事業委託するが、財源は「地域支援事業交付金」である。委託料は、毎年度末ごとに精算することとする。

稲城市介護支援ボランティア制度は、地域支援事業の介護予防事業として実施するものである。制度上の財源構成は次のとおり。

区分	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	合計
財源構成	25.0%	12.5%	12.5%	19.0%	31.0%	100.0%

稲城市の高齢者人口の約 1.0%（高齢者 100 人）がすべて保険料負担の軽減（一人あたり 5,000 円）を受けるとした場合の財政負担は次のとおり。

区分	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	合計
財政負担	125,000 円	62,500 円	62,500 円	95,000 円	155,000 円	500,000 円

4 介護予防効果の目標値の設定

稲城市の介護支援ボランティア制度の介護予防効果シミュレーションでは次のような目標値を設定した。これは、国の定める介護予防の目標値に比較して、より低いものである。

【稲城市の目標値】

介護支援ボランティア活動参加者について、介護認定率が5%減少する。

稲城市の介護支援ボランティア制度の設計では、高齢者人口(10,000人)のうち1%程度(100人)が介護支援ボランティア活動を行うもの推定とした。

$$\begin{array}{l} \text{効果人数} \\ \text{（介護支援ボランティア人数）} \quad \text{（稲城市の介護認定率）} \quad \text{（設定効果）} \\ = \quad 100人 \quad \times \quad 13.0\% \quad \times \quad 5\% \quad = \quad 0.65人 \end{array}$$

さらに、次ページの「稲城市介護支援ボランティア制度の実施による介護保険料軽減効果額の試算シート」による算定のとおり、一定の保険料引き下げ効果が見込まれる。

(参考)

【国の定める介護予防の目標値】

介護予防事業対象者について、その20%が要支援者等にならない。
(高齢者人口の5%が介護予防事業の対象者)

$$\begin{array}{l} \text{効果人数} \\ \text{（介護支援ボランティア人数）} \quad \text{（介護予防対象者割合）} \quad \text{（設定効果）} \\ = \quad 100人 \quad \times \quad 5\% \quad \times \quad 20\% \quad = \quad 1.0人 \end{array}$$

介護保険事業に係る給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(厚生労働省告示第31号)より

予防給付の効果による認定者数の目標値の設定

要支援・要介護1の者の10%を標準

介護予防事業の効果による認定者数の目標値の設定

介護予防事業対象者の20%を標準

介護予防事業対象者は、高齢者人口に原則5%を乗じた数

5 介護保険財政への効果シミュレーション

福城市介護支援ボランティア制度の実施による介護保険料軽減効果額の試算シート

〇人カテゴリー

高齢者人口	10,000人
要介護認定率	13.0% (平成17年度の全国平均は16.1%)
一人当たり介護給付費	141,000円 (平成17年度の全国平均は140,300円)
一人当たり交付金	5,000円
介護率の改善	1.0% (介護予防事業効果率5.0%と仮定)

介護支援ボランティア参加者の割合区分(高齢者人口に対する割合)	介護支援ボランティア参加者数	要介護者数	一人当たり介護給付費	介護費用	評価ポイント転換交付金総額	要介護料総額		介護予防効果による給付費等の削減額		保険料軽減効果額	
						A	B	A	B	A	B
0.5%	0	1,300,000	141,000	2,193,600,000	0	-	-	-	-	-	-
0.5%	50	1,256,975	141,000	2,193,501,000	250,000	0.4	△ 349,900	△ 0.9	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5
1.0%	100	1,259,350	141,000	2,198,500,200	500,000	0.8	△ 1,099,800	△ 1.7	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.9
1.5%	150	1,259,025	141,000	2,197,950,300	750,000	1.2	△ 1,849,700	△ 2.6	△ 1.4	△ 1.4	△ 1.4
2.0%	200	1,256,700	141,000	2,197,400,400	1,000,000	1.6	△ 2,199,600	△ 3.5	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.9

作成：福城市

【凡例】

〇事業を実施しない場合の給付費等の額 = (1,300人 × 141,000円) × 12月 = 2,199,600,000円

〇介護支援ボランティアが高齢者人口の1.0%(100人)となった場合

要介護者数 = ((10,000人 - (100人 × 5.0%)) × 13.0%) = 1,299,35人

介護費用 = (要介護者数 × 141,000円) × 12月 = (1,299,35人 × 141,000円) × 12月 = 2,198,500,200円

評価ポイント転換交付金総額 = 100人 × 5,000円 = 500,000円

保険料総額A = (500,000円 × 19.0% + 10,000人) ÷ 12月 = 0.8円

介護予防効果による給付費等の削減額 = 2,198,500,200円 - 2,199,600,000円 = △ 1,099,800円

保険料総額B = (△ 1,099,800円 × 19.0% + 10,000人) ÷ 12月 = △ 1.7円

保険料軽減効果額 = △ 1.7円 + 0.8円 = △ 0.9円

6 平成19年度及び平成20年度の予算措置

平成19年度予算額 600千円(市で計上)

区 分	金 額
報償費 介護支援ボランティア制度評価委員会委員報償	214千円
需用費(消耗品費) 事務用消耗品(用紙、インク、ファイル等)	156千円
需用費(印刷製本費) 介護支援ボランティア制度評価委員会報告書等印刷	230千円

平成20年度予算額の目安 1,460千円(管理機関への委託を想定)

委託料の積算内訳(案)	金 額 (案)
需用費(消耗品費) 事務用消耗品(用紙、インク、ファイル等)	246千円
役務費 振込手数料 郵送料	130千円 28千円
使用料及び賃借料 パソコンリース料	56千円
負担金補助及び交付金 転換交付金(1人5,000円を限度で200人を想定)	1,000千円

7 厚生労働省通知()との対照

稲城市介護支援ボランティア制度は、厚生労働省通知(平成19年5月7日付 各都道府県介護保険主管部(局)長宛て 老介発第0507001号、老振発第0507001号、厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」)を踏まえて実施するものであるが、個別事項に関する同通知内容との対照等は下記のとおりである。

厚生労働省通知()	稲城市介護支援ボランティア制度
少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の	稲城市においても、同じ認識である。この通知に基づく施策を積極的に実施することとした。

健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。	
こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。	この通知により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業の実施が可能であることが明確化されたことから、早期の実施を決めた。

1 具体的な実施方法

厚生労働省通知 ()	稲城市介護支援ボランティア制度
地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。	稲城市では、国の例示を踏まえて、地域支援事業交付金を活用した介護予防事業として実施することとした(「稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム」のとおり)。なお実施に当たっての具体的な方法については、関係機関等と検討を重ね、広報いなぎ(平成19年8月15日号)等において公表した。

(実施スキームの一例)

厚生労働省通知 ()	稲城市介護支援ボランティア制度
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。 ・こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して 	<ul style="list-style-type: none"> ・国の通知を踏まえ、稲城市では、高齢者の介護支援ボランティア活動実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金」を交付する制度(一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減するもの。)とした。 ・稲城市では、国の通知のとおり、介護保険の地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策と位置付けた。

<p>交付金を支払う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントの相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対して当該参加者の保険料として支払うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な方法は、「介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与」及び「介護支援ボランティア（評価ポイント）の活用による保険料負担軽減の方法」のとおり。
--	---

2 留意点

厚生労働省通知（ ）	稲城市介護支援ボランティア制度
<p>上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることになるが、保険料賦課自体を減額又は免除されるものではないこと。</p> <p>介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。</p> <p>個人情報保護に留意すること</p>	<p>稲城市介護支援ボランティア制度では、保険料賦課自体を減額又は免除する仕組みとしない。</p> <p>稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱（平成19年7月9日市長決裁）第3条第3項において、「介護支援ボランティア活動の対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。」とし、通知にあるとおり「地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断」することとしている。</p> <p>同要綱第2条第2項において、個人情報保護への留意を定めた。</p>

第4章 稲城市介護支援ボランティア実施状況

1 介護支援ボランティア登録対象者数の状況

介護支援ボランティア登録者数は231人(うちボランティア保険の新規加入者数52人)であった。

登録者の年齢構成は、次表のとおりである。なお、最高齢は、93才の女性であった。

(平成20年1月31日現在)

年齢区分(才)	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
65 - 69	17人	38.6%	93人	49.7%
70 - 74	16人	36.4%	50人	26.7%
75 - 79	9人	20.5%	28人	15.0%
80 - 84	0人	0.0%	12人	6.4%
85 -	2人	4.5%	4人	2.1%
合計	44人	100.0	187人	100.0%

2 介護支援ボランティア受入機関数の状況

介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は13団体であった。

内訳は、社会福祉法人が5団体、株式会社が3団体、NPO法人が2団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、その他の団体が1団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が12団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が8団体、「(3)喫茶などの運営補助」が7団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が7団体、「(5)行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)」が12団体、「(6)話し相手」が10団体、「(7)その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が10団体であった。

(参考)

介護支援ボランティアの受け入れ団体の指定申請の受付状況(平成20年2月1日現在)

指定団体名など(全13団体)	活動内容()						
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
稲城市(介護予防推進事業)					対象		
ハンディキャブ(リフト付自動車)事業、 ふれあいセンター事業	対象				対象	対象	対象
ペアウェル多摩川	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
支え合う会みのり事業 (高齢者会食会等)	対象	対象		対象	対象	対象	対象
ベストライフたま	対象	対象	対象		対象	対象	対象
平尾会	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
博愛会	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
いなぎ苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
正吉苑	対象	対象	対象	対象	対象	対象	対象
ポーポーの木	対象		対象		対象		
ヒルトップロマン	対象	対象		対象	対象	対象	対象
桜湯園稲城	対象					対象	対象
稲城市赤十字奉仕団	対象				対象		

活動内容()

- (1) レクリエーション等の指導、参加支援
- (2) お茶出し、食堂内の配膳、下膳などの補助
- (3) 喫茶などの運営補助
- (4) 散歩、外出、館内移動の補助
- (5) 行事等の手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など)
- (6) 話し相手
- (7) その他施設職員とともにを行う軽微かつ補助的な活動

3 介護支援ボランティア受入機関へのアンケート調査結果

(1) 介護支援ボランティア制度受入状況アンケート調査の結果（平成19年11月30日）

平成19年10月現在において介護支援ボランティア受入機関等として実績のあった(12団体)を対象とした「介護支援ボランティア制度受入状況アンケート調査」の結果は以下のとおり。

1 活動頻度

ほぼ毎日（週5日程度）	0団体	週3～4日程度	5団体
週1～2日程度	1団体	不定期	4団体
その他（対象者がいない）	2団体		

2 一日あたりの平均活動人数

およそ 10人（1団体）	およそ 6人（1団体）
およそ 5人（2団体）	およそ 2人（4団体）
およそ 1人（1団体）	

3 主な活動内容（主な記載事項）

話し相手、傾聴、配膳、下膳、洗濯たたみ、清掃、草取り、
合唱、絵手紙、書道、レクリエーション指導等
イベント等のお手伝い（受付、会場案内、事業等の補助）
利用者の施設内での誘導、運転ボランティアなど

4 新たにボランティア活動を始めた65歳高齢者の有無等

有	7団体	無	5団体
---	-----	---	-----

5 自由意見等

- ・ボランティアをする方が多少多くなってきたので良い。（社会福祉法人）
- ・ボランティアをすることで少しでも生きがいと介護予防につながることを期待する。（社会福祉法人）
- ・制度が開始されたことにより介護予防推進員のモチベーションが上がったように思う。（市介護予防担当）
- ・ボランティアとして事業に参加する方が増えたように思う。（市介護予防担当）
- ・特定の活動に参加した人だけが対象となるこの制度にボランティアという名称はそ

くわないと思う。(NPO法人)

- ・ボランティアに対する研修制度があると良いと思う。(NPO法人)
- ・スタンプを多く押印した高齢者を表彰したら良いと思う。(株式会社)
- ・ボランティアを増やすより介護職員を増やして欲しい。(NPO法人)
- ・ボランティアは自分のためにすることなので、ボランティア精神に馴染まない気がする。(NPO法人)
- ・施設での入所者の洗髪の一部介助へも対象を拡大して欲しい。(NPO法人)
- ・潜在的な希望者にとって、きっかけになればと考えます。(医療法人)

(2) 介護支援ボランティア制度受入状況アンケート調査の結果(平成20年2月25日)

平成20年2月現在において、介護支援ボランティア受入機関等を対象として実施したアンケート結果は以下のとおり。(回答9団体)

1 受け入れている 9団体 受け入っていない 0団体

2 主な活動内容(複数回答)

レクリエーション等の指導、参加支援	4団体
配膳・下膳等の補助	4団体
喫茶等の運営補助	3団体
散歩、外出、館内移動の補助	2団体
模擬店、会場設営、利用者の移動補助、 芸能披露等の行事の手伝い	4団体
話し相手	4団体
施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動	3団体
その他(園芸、趣味活動の指導など)	3団体

3 自由意見・感想等

・実施して半年程たちましたが、受け入れている活動は、実施前から行っていた活動ばかりで新しく活動された方も前の活動の方と一緒に参加されてということですので、また受け入れがだれでもという形になれないのが現状です。

・少数のボランティアの方からありますが、ボランティアと対価性 稲城市民に限定されていること 高齢者介護支援に限定されていること スタンプ押印

欄のページ数（回数が多いときへの対応）等の意見・質問・要望がみられました。

・制度を取り入れるにあたり希望が多数あり積極的になる。定年の方々に社会参加で得意なことをやっていただき地域交流の場となる。施設でのボランティアを何でも良いという方、どのような方でも良いというわけにも行かなく受入は難しい（やっていただき様子を見る）。お年寄りの方々を理解していただくことの難しさがある。

・予想よりボランティア希望の方が少ないように思われます。ただ実際に来ていただいているボランティアの方には活動の動機付けになっているようです。

・活動に参加する方が増えています。小さな目標となっていると思いますので大きな励みになるとよいと思います。

第5章 稲城市介護支援ボランティアの活動状況の紹介

1 デイサービス利用者への昼食の盛り付けや配膳・下膳（ケアハウス）

デイサービス利用者へ昼食の盛り付けや配膳・下膳を行ないます。



2 筋力向上トレーニング教室での見守り・号令等（老人保健施設等）

筋力向上トレーニングを行なうため、使用者の体格に合わせて器具を調整し、一緒に号令をかけながら安全を見守ります。



3 小物作り等の指導やし相手（特別養護老人ホーム）

高齢者の方々へ小物作り等のレクリエーションの指導をしたり、話し相手をします。



4 裁縫ボランティア、乾いた洗濯物の整理（特別養護老人ホーム）

裁縫ボランティアとして、入所者の衣類のボタンつけや手提げ袋を作ったり、乾いた洗濯物を折りたたむ活動を行います。



5 小物作り等の指導やレクリエーションの指導（ふれあいセンター）

市内各地域にある「ふれあいセンター」では、地元の高齢者の方々へ小物作りの指導やレクリエーションの指導をします。



6 お誕生会等の会食会の食事盛り付け、配膳等（NPO法人）

地域の高齢者の方々へお誕生会等の会食会を開催するため、食事の盛り付けや配膳等の準備をします。



第6章 管理機関（稲城市社会福祉協議会）の事業実施状況

1 ボランティア登録及び活動の紹介

稲城市社会福祉協議会に申請に来た者に制度の主旨や活動について説明を行う。特に、ボランティア活動の経験がない者には、活動を行う上での心得をわかりやすく説明した上で、介護支援ボランティア登録申請書に記入してもらい、ボランティアセンターに提出してもらう。また、活動中の万一の怪我や事故に備えて、ボランティア活動保険への加入も勧める。

2 ポイントの付与

稲城市社会福祉協議会では、翌年度4月以降、ボランティアが提出した手帳から集めたスタンプの数に応じて評価ポイントを与える。市役所では7月以降、ボランティアから評価ポイント活用申出書の提出を受け付ける。介護保険係がボランティアの介護保険料の未納や滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会では、ボランティアから指定された金融機関の口座に評価ポイント数に応じた交付金を振り込む。

3 ボランティア活動を紹介する上で留意すること

介護支援ボランティア制度に申請をする者の中には、どのようなボランティア活動を行うか決まっていない者もあり、申請者の特技や居住地などを伺い、申請者が心身両面において無理をすることなく、活動が継続できるよう活動先を紹介する。場合によっては、事前に施設を見学してもらい、自宅から施設に通うことができるか、施設での活動が負担なくできるかなど確認をしてもらう。

一方、介護支援ボランティアを受け入れる施設には、ボランティア自身が活動内容を希望する場合もあるため、ボランティアの調整などを行ってもらう。このため、稲城市社会福祉協議会では、施設でのボランティア受け入れ状況などを確認し、ボランティアを必要としている施設にボランティアを紹介できるよう、受け入れ状況の把握が大切である。

4 介護支援ボランティア制度を継続するために留意すること

ボランティア活動者の中には、仲間と共に活動に参加する者もいれば、個人で活動をしている者もいる。仲間と活動していれば、活動中の悩みやわからないことも仲間と確認することができる。しかしながら、個人で活動する者の中には、ボランティア

活動の悩みがあっても気軽に相談できる相手がないことが多い。このため、ボランティアが気軽に相談をすることができるよう、管理機関としての稲城市社会福祉協議会の周知を積極的に行い、ボランティアが活動を楽しく継続できるよう、支援していくことが一層求められる。一方、施設においても、ボランティアの対応に苦慮していることも考えられるため、稲城市社会福祉協議会が施設へ出向いてボランティアの活動状況や相談を受ける必要もある。

現在、稲城市社会福祉協議会では介護支援ボランティア制度に登録したボランティアを対象に研修は行っていないが、介護支援ボランティアを念頭においた研修などを実施し、よりよい活動ができるよう支援を行っていきたい。



介護支援ボランティア登録の様子



管理機関（稲城市社会福祉協議会ボランティアセンター）

第7章 稲城市介護支援ボランティア実施状況アンケート調査結果

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者について、介護支援ボランティア活動状況ならびに制度への感想・要望を明らかにし、今後の制度運営への資料とする。

2 調査方法等

- (1) 調査対象 介護支援ボランティア登録者 223人
- (2) 調査方法 郵便による送付・回収
- (3) 調査時期 平成20年1月
- (4) 回収結果 有効回収数 180 (80.7%)

3 調査結果

(1) 回答者の概要

区分	項目	調査結果
1	登録者の年齢	65才から69才が4割以上を占める。90才以上も少数であるが登録している。
2	登録者の性別	女性が8割を占める。
3	居住地区	市内全域で登録者されている。平尾地区が4割弱で登録者数が最多である。
4	世帯構成	夫婦のみ世帯が、ほぼ半数を占めている。
5	介護認定の有無	大多数が認定は受けていないが、要介護認定者も少数ながら存在している。
6	ボランティア活動の経験	ボランティア活動経験者が8割を占め、この制度でボランティア活動を始めた人は、10人(5.6%)いる。
7	介護支援ボランティア活動の頻度	月1回以上活動している人は、8割以上。月4回(週1回)以上活動する人も3割以上を占める。
8	介護支援ボランティア活動の種類	多岐に渡っている。
9	介護支援ボランティア活動の場所	特別養護老人ホームでの活動が多いが、NPOや有料老人ホームなどでの活動も行われている。

10	健康観の変化	「張り合いがでてきた」と過半数が回答している。
11	制度についての意見	「よい制度だと思う」が7割を占める。「見直しが必要」という意見は1割程度。
12	制度についての自由記載	肯定的な意見では、励みになる、この制度はないよりはあったほうが良いというものが多い。否定的な意見では、ボランティアにお金（報酬）を出すのは抵抗があるというもの。制度改善などに対する意見は、スタンプ（ボランティア実績）に関するもの、交付金ではなく自分の将来の介護（サービス費）に使いたいなど。

(2) アンケート調査項目ごとの回答状況

介護支援ボランティア制度アンケート

このアンケートは、介護支援ボランティアとして、登録をされている皆さんへご協力をお願いするものです。

今後、より良い制度となるように、皆さんのご意見をお聞かせください。該当する項目に 印、またはご記入してください。

ご記入後のアンケートは、同封の返信用封筒をご利用になり、稲城市役所介護保険係へご返送してください。

締め切りは、平成20年1月25日です。

1. 年齢について、おうかがいします。(有効回答数 180)

65才～69才	75人	41.7%	70才～74才	55人	30.6%
75才～79才	30人	16.7%	80才～84才	9人	5.0%
85才～89才	3人	1.7%	90才以上	2人	1.1%
無回答	6人	3.3%			

2. 性別について、おうかがいします。(有効回答数 180)

男性	29人	16.1%
女性	144人	80.0%
無回答	7人	3.9%

3. どちらにお住まいですか。(有効回答数 180)

矢野口	23人	12.8%	東長沼	17人	9.4%
大丸	10人	5.6%	百村	9人	5.0%
坂浜	4人	2.2%	平尾	69人	38.3%
押立	17人	9.4%	向陽台	21人	11.7%
長峰	2人	1.1%	若葉台	3人	1.7%
無回答	5人	2.8%			

4. 世帯構成について、おうかがいします。(有効回答数 180)

ひとり暮らし	31人	17.2%	夫婦のみ世帯	85人	47.2%
同居家族あり	59人	32.8%	無回答	5人	2.8%

5. 現在、要介護認定を受けていますか。(有効回答数 180)

受けていない	168人	93.3%	受けている	6人	3.3%
無回答	6人	3.3%			

6. これまでに、ボランティア活動をされたことがありますか。(有効回答数 180)

ボランティア活動をしたことがある	147人	81.7%
今回この制度を知り、はじめて介護支援ボランティア活動を始めた	10人	5.6%
介護支援ボランティア登録をしているだけで、活動はしていない	14人	7.8%
無回答	9人	5.0%

に印をつけた方は、ここでアンケートは終わりです。

なお、この介護支援ボランティア制度について、ご意見などがある場合は、裏面の12番へご記入してください。

とに印をつけた方は、次へお進みください。

7. 現在の介護支援ボランティア活動回数について、おうかがいします。

(有効回答数 166)

月1回	28人	16.9%	月2回	44人	26.5%
月3回	21人	12.7%	月4回以上	50人	30.1%
その他	16人	9.6%	無回答	7人	4.2%

8. どのような介護支援ボランティア活動をされていますか。(いくつでも回答可)

レクリエーションの参加・支援	31人
お茶だし・配膳・下膳	30人
喫茶などの補助	18人
散歩・外出・館内移動の補助	10人
模擬店・会場設営・演芸披露などの行事の手伝い	19人
話し相手	30人
職員とともに行う補助的な活動	22人
その他	86人

その他は、会食会の手伝い、洗濯物の整理、ふれあいセンター運営、裁縫、絵手紙・書道・茶道・手芸などの指導など

9. おもな活動場所は、どちらですか。

特別養護老人ホーム等	95人
福祉センター・ふれあいセンター等	45人
市の施設(文化センター等)	33人
NPO法人の施設	19人
有料老人ホーム	19人
老人保健施設	3人

10. 介護支援ボランティア活動として、この活動を始める前と現在では、健康面や精神面に変化はありましたか。(いくつでも回答可)

張り合いが出てきた	86人	健康になったと思う	21人
変わらない	62人	体調をくずした	6人
その他	13人		

11. 介護支援ボランティア制度について、どのように思いますか。

(有効回答数 166)

(ひとつのみ回答)

良い制度だと思う	117人	70.5%
普通の制度だと思う	12人	7.2%
見直しが必要だと思う	20人	12.0%
その他	5人	3.0%
無回答	12人	7.2%

12 . 介護支援ボランティア制度について、感じていることをご記入ください。

肯定的なご意見 41件

私の場合は健康である限りボランティアを続けたいとねがっている。介護支援ボランティア制度は無いよりはあった方がよい。その為か元気にボランティアをしている高齢の方をみかけられる。

私の場合骨折のため、要支援を受けておりましたが、それが一昨年無くなりましたので昨年より「生きがい」の方でプールの中で歩く支援を受けております。充分歩けるようになりましたらボランティア活動をしたいと思ひ登録させて頂きました。良いことだと思います。

私の場合あってもなくても同じですが、あった方がよいと思います。

横の繋がりが出来、人間関係の輪が広がる

良いのではないか。ただボランティアをするよりもはげみになるのでは。

良い制度だとは思いますが、続くことを願っています。

良い制度だと思われるので更に普及を画ってほしい。

約20年近くボランティアの活動をしています。自分が健康であった事がうれしく思っています。この度市で介護ボランティア制度を支援してくださいましてお礼を申し上げます。今後も元気で介護されることなく、ボランティア活動に参加したく思っています。

もっと多くの方が参加されるとよいと思います。

無理なく、気負うことなく出来るのでよいと思います。

民謡をとおして皆さんが大変喜んでいます。

毎週土曜日1時から2時通っておりますがセンターの方々に喜ばれ楽しくしておりますが、主人が入院いたしましたので今行かれません。まだまだお元気の方は沢山いられると思いますのでどんどんボランティアに参加して世の中の人達に少しでも役に立ちたいと思います。

ボランティアは無料活動と思っていたが小額でも交付金があれば幸いです。

ボランティアは無償の奉仕ですがこの制度を機会に高齢者自身の健康の為に一人でも多く参加し制度の目的である介護予防につながればよいのではないかと考えています。この制度ももっとアピールしてはどうでしょうか。

ボランティアは10年くらい前からやっていますがこの制度が出来て新しい方が社会参加するように発展すればよいと思います。

ボランティア活動が本人の自己満足のみで終わることなく市/社協などが実績を把握される事は良い制度だと思います。活動場所として、市の事業(市立病院など)への拡大が出来ればよいと思います。

一つの張り合いになるのでよいと思う。

とても張り合いのある制度だと思ひます。足腰の丈夫な間は続けたいと思ひております。

定年になったら家にいないで自分から外にでるとよい。大勢の方々と話し合えると楽しいが自分からは口下手なのでさみしい。両膝が痛むため腰掛けてやることがあったら月にあと1回くらいやってみたい。

月2回の手芸の日を楽しみに待ってくださる事がはげみになる。

たとえわずかでも賃金がいただけることはすごくうれしい事で、それによってこれからも又頑張るぞ！という励みになります。

助け合う心が大切である事を感じるようになりました。

ゼニ金でなくこの制度は「自分の記録への挑戦」意欲が出てやる気に成ります。

制度が出来て家に居る人もやりがいを持って参加するのでは又ボケ防止になると思います。

週1回とても楽しみ。

時間のある限り参加したい。

この制度によって元気な高齢者がボランティアを考える様になると思います。そして生きがいにもなります。

この制度が始まる以前、某女の「自分が介護を受けるとしなのにボランティアなんて・・・」との一言でショックを受け、自分でやってみる事にさまざまな？を感じ始めた矢先、朝日新聞の記事（稲城市の取り組み）を読み「認めてくれる人もいた」と改めて自信を持てるようになった。また、介護保険料云々の金銭的な面よりも私自身がまだ活動できる、今日も元気で出来た・・・の喜びを味わう方が大きい。

この活動に参加していて、筋力を鍛える事はこんなにも元気になる様子を実感出来た事が発見でした。

こちらが学ぶ事が多い。人生感の豊かな方々と時間を共有して過ごせることのボランティア私達の町に広がる事を願っております。

高齢になると外出や集会に出る機会が少なくなり何かと社会とつながりたいと思って居ますのでこういう制度は社会にも自分にも良いと思います。

現在の制度で満足しています。

健康で居る限り続けたい

健康でいられる間は続けたいと思います。

元気であることの証のようなもので励みになるのでは。

介護ボランティア制度が行われる以前から私は永い間関わって来ましたが出来た事を意識しませんがまだボランティアに関わって居ない方（特に高齢の方も参加できる）ので毎日の生活に生きがい生まれるのではないのでしょうか？

介護支援ボランティア制度はよいと思います。制度ばかりではなく医療費そのものを削減できるような健康状態に多くの人々がなれるシステムを作るのもよいと思います。

以前と全く変わりはありませんが、他の方々を見ていると楽しみにしている様子が伺えます。制度施行後の結果が楽しみです。

ボランティア活動のリーダーの方の考えで（年齢に達していない）この制度に参加していない（出来ない）。私自身また会の皆さんもそうだと思うのですが楽しくてボランティアとは感じられないのですが毎月スタンプ押印してもらっています。

11月に自分の不注意で家の中で転倒事故をおこしてしまったのが残念ですが幸いにも入院とか手術をまぬがれることができました。更に自分よりもより高齢の方々が一所懸命に生きている姿は大変励みになっております。無理の無い程度に今後も続けられるといいと願っています。自分も高齢になるのが故に相手のお気持ちが分かるという事は、多々あると感じております。

自分から介護される側になった時色々な心の持ちようが違うかも知れない。元気なときには人の役に立つと言う事は普通のこと。

否定的なご意見 8件

前からボランティアをしていますがこの制度を実施するのなら私としてはもう少し介護保険の費用を少し安くして頂きたい。私は現在遺族年金と自分の国民年金を頂き始めたばかりですが手許に入のお金が少なく現実としては厳しい生活です。（自分の考えていた年金とはちょっと違ったものでした）本来のボランティア精神に反すると思っている。ボランティアをする人に差別があってよくないと思っている。

ボランティアをして役に立っているということを実感できる制度としては良いと思うが、現行のお金に置き換えるという制度は本来の「ボランティア」の精神とは（異なり）、違和感を感じます。将来、自分が介護を受ける立場になった時に何らかの形でたまったポイントが生かされるような制度はどうかなどと考えます。

点数のためにボランティアをすべきではないと思いますが、この制度が出来た以上それにこだわらずにはいられない。子育て精神障害の方々のケアが必要なときに高齢者へのボランティアだけが優遇されるのは矛盾している！！これ以上に手薄になりますよ。

従来やっていたボランティアに報酬を出すと言う事が納得出来ない。高い介護保険料を払っている身として無駄使いとしか思えない。来年度は廃止してほしい。

市が意図して作り上げたボランティア活動が本当に正しかったか？またポイント制という手段にはまだまだ一考があると感じる。

この制度の運営や運用に係わる経費は全体としてどれ位のものかと概算しているのでしょうか。この制度のために今まで本来の業務をしていた人達がこちらに時間を使うことになった方もいるでしょう。

現金5000円までの「金」の「金」に抵抗を感じず。ポイント制を検討してほしい。事業所（制度認定）で事業所から「印」をしてくれる積極的にボランティアにこえをかけてもらうようにしてほしい。こちらから先方に願い出すのに抵抗を感じている。

どちらともいえないというご意見 10件

良い悪いの判断はいま少し時間が必要です。

まだ始まったばかりなので様子をみようと思っています。

ボランティア制度の出来る以前から活動をしていたので特に感じる事はないです。

制度としては良いがポイントのつけ方に問題がある。もう少し考える余地があると思います。

この制度がどこでいつ活動しているか詳細が良く知りませんので今は市の連絡が来ると参加しています。良い制度かはまだ知るほど活動をしていません。健康アンケートの内容も余り意味もなさそうな感じです。おきまりのアンケートぼく、何をポイントにしているか分かりません。

現在はまだ感じ得るところがない。

あまり感じていない

19年4月からボランティアに参加させてもらいました。9月に健康に心配なし手帳を頂きボランティアなのになぜお金をと少し戸惑っています。仲間の方々と介護のお世話にならない様いつまでも楽しくがんばりたいと思います。

前からやっていますので別になくても元気な内はやりたいと思っています。

長年ボランティアをしてきましたので今更この年齢になってポイントで評価されてもと私自身感じる。ボランティア活動により元気でいられる事良いと思う。

制度改善などに対するご意見 25件

ボランティアをする時のマナー(してはいけないこと・守らなければならないこと)を始める時にしっかり説明してほしい。

ボランティアをしている時間、全部ポイントがもらえると良いです。

ボランティアは代償(金)であるもんで今でも思っています。その分を少しでもホームに入れて上げるか(なかなか入れない人を見ると胸が痛い)。もう少し考えたほうが良いと思います。

ボランティアに参加したい意志はありますがご紹介された施設までの交通機関があまりよくなく(大丸地区なので矢野口周辺の施設)登録のみの状態です。また個人が直接施設との交渉もするという事、積極的になれない理由でもあります。交通については自分で何とか手段を考える事にして、対施設との交渉は考えてしまいます。需要と供給の関係はどうか?一度訪問してこの日で確めるのが一番だと思いますので来年度はがんばります。

ポイントは介護保険で引かないで本人が介護でお世話になった時にポイントを役立ててほしいと思います。もしお世話になることがなかったらボランティア精神で来ましたので寄付という制度が私は良いと思います。

ハーモニー松葉でのボランティアは6年目になるので特に体調の変化は感じていません。介護保険ボランティア制度についてはもう少しPRがあってもよいのではないのでしょうか？知らない方もありますので・

二箇所ボランティアをしているが現在一箇所のみ介護支援ボランティアに加入している。するのならばすべてに適應できないのか。見直しが必要だと思う。

登録はしていますが自分のしているボランティア（傾聴・読み聞かせ）は介護支援に該当するのかどうか疑問に思っていますので手帳は活用していません。

点数にして自分が介護になった時使ってほしい。

手帳にスタンプの件ですが、1時間程度の活動で1スタンプ、9:00~4:30(5:00)迄活動して2スタンプ、この辺の所3段階位にしてはどうか？

手帳・評価ポイントは年々継続とし、交付金を無にして自分の介護のために使用できるようにする。

単純に参加した時間だけと内容の複雑な物事とを同一のポイントとするのには一考が必要かと思われます。

沢山の市民がボランティア活動に参加できるよう各自治会にも協力してもらってはどうか？将来はボランティアすることが当たり前になると良いと思います。

全国初めての制度で注目されているので少しでも多くの住民がボランティアに参加して欲しいと思います。宣伝もして欲しい。

制度が早ければよかった。

知らないだけかも知れませんが、携われる人が圧倒的に女性が多く男性が少ない気がします。男性も女性も元気に活動、そして皆が知り合い、明るい安全で住みよい街。いいなと思います。

個別にしている方々が多くいると思うが、それが評価される制度になるのは難しいことだと思うがそういう方向へ向かっていけたらいいと思う。

希望者多く、なれない人が出ていると聞く。お金でなくても利用券「喫茶券（交流できる）・地域振興券（街の活性化）」などでもいいと思う。

活動する際の交通費実費まで自己負担では制限される。

介護ボランティア制度について私もボランティア活動と言っても年を重ねて行く事だし自分の健康を考えて無理のない範囲でやって行く事が大切ではないかと思っております。

介護支援ボランティアに参加する窓口がどのように整備されているか。自分の参加したいボランティアをどのように選別すればよいのかなどの部分がよく理解できない。もっとPRが必要なのではないかと思います。

苑によって積極的に取り組んでいる所とそうでない所があるように感じています。

いつも参加するのは決まった人達のように思います。もっと広い色々な方達が参加出来るようなやりかたが有ったらよいと思います。

65 歳以上と言う年齢の考え方。ポイントの考え方

1 年たってどの様な結果が生じるか。これが張り合いになっている人もいるので身心の健康に繋がる制度になってほしいとは思っています。

その他のご意見 18 件

もっとたくさんの方が参加できるふれあいセンターにして行きたいですネ。

ボランティアを少しでもお役にたてばと思い昨年登録をいたしました但夫の体の調子が悪くなったり姉も体調が良くなく到々現在お手伝い出来ない状態です。私も高血圧・不整脈・期外収縮・心房細動・・・等の持病があり、申し訳無いと思っておりますが、ボランティアが出来ない現在です。

ボランティアですので技術指導は出来ませんが材料の買い付けで交通費での請求が出来ないのがかなり負担になっています。

ふれあいセンター矢野口の活動を主体にした生活をしております。(月・水・金) その合間に出来る支援のため限られた活動しか出来ません。全体を知る上ではその活動も大事かと思えます。

前社会福祉センターでハンディキャップの運転手をしていましたが7～8年後はやっていません。

施設でのボランティアより家庭でのボランティアこそ必要とされている。そこを見直さないと各家庭での心中殺人が発生するのではないだろうか。

最近思う事は、勿論人手不足等もありますが増える高齢者への支援が非常に不足していると思う。若い人との同居等も珍しくなってきたし、とても淋しい未来、これがとても心配。困ったものだと思う。

喫茶での話し相手のボランティアですので元気な方の姿しか見ることが出来ませんが正吉苑の場合節目節目の行事がなされ心のけじめが出来て皆様良いようです。

関心度？

会食会のボランティアをしています。月1～2回その他役員会等に1回。時々思います。ボランティアをする人が少ないのではないかと思います。会食会は食事を作るだけですので誰にでも出来ると思います。ボランティア活動についての宣伝が足りないのではないかと思います。・

介護を受ける年齢に近づいて来ました。出来るだけ永く支援ボランティアを続けたいと思う。

思いや、心のつうじる介護。

同じ地域に住む人達がお互いに自分の出来る事をするのは自然の事だと思う。

今の所制度にお世話になっていませんが私の状態では何か少しでも私に出来るボランティアが出来ませんが何をどうすればよいか分かりません。よろしくおねがいご指導下さい。

稲城に長く住みたいと思ひのりには特に親切にしてもらっている。

稲城市の福祉の職員の皆様の協力ありがとうございます。

11月中旬までは少しで出来ていました。そのときは少しでも役に立つと思って頑張りました。11月下旬より体調を崩し活動が全く出来なくなり残念です。今はデイケアに同じひらお苑でお世話になっています。同じところで皆さんに良くして頂きありがたい事です。

「老後」 誰もがやがて巡る道、明日はわが身と思い日々落ち込んでいる人達に少しでも元気を取り戻していただければいいなと言う気持ちで歌を歌ったり、今昔話を混ぜ込んだりしながら施設へ入居された方又はデイサービスで来苑されている方たちと和気藹々皆さんにとって娯楽のひと時であればいいと思って続けています。私は今年でこの活動は5年目に入っています。

以上

第8章 稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート（SF-36）調査結果

1 調査目的

介護支援ボランティア登録者の健康状態について調査し、介護支援ボランティア活動の介護予防効果について検証する資料とする。

2 調査方法等

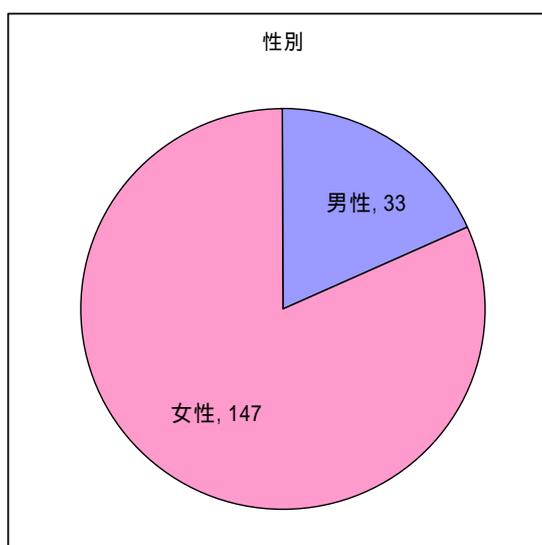
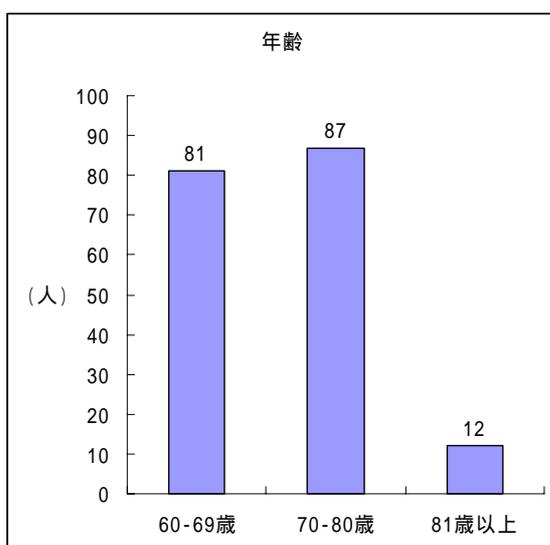
- (1) 調査対象 介護支援ボランティア登録者 223人
- (2) 調査方法 郵便による送付・回収
- (3) 調査時期 平成20年1月
- (4) 回収結果 有効回収数 180（81.6%）

3 調査結果

(1) 調査結果の概要

ボランティア参加者の属性

年齢	度数(人)	平均年齢	標準偏差	最小値(歳)	最大値(歳)
	180	71.54	5.49	65	93

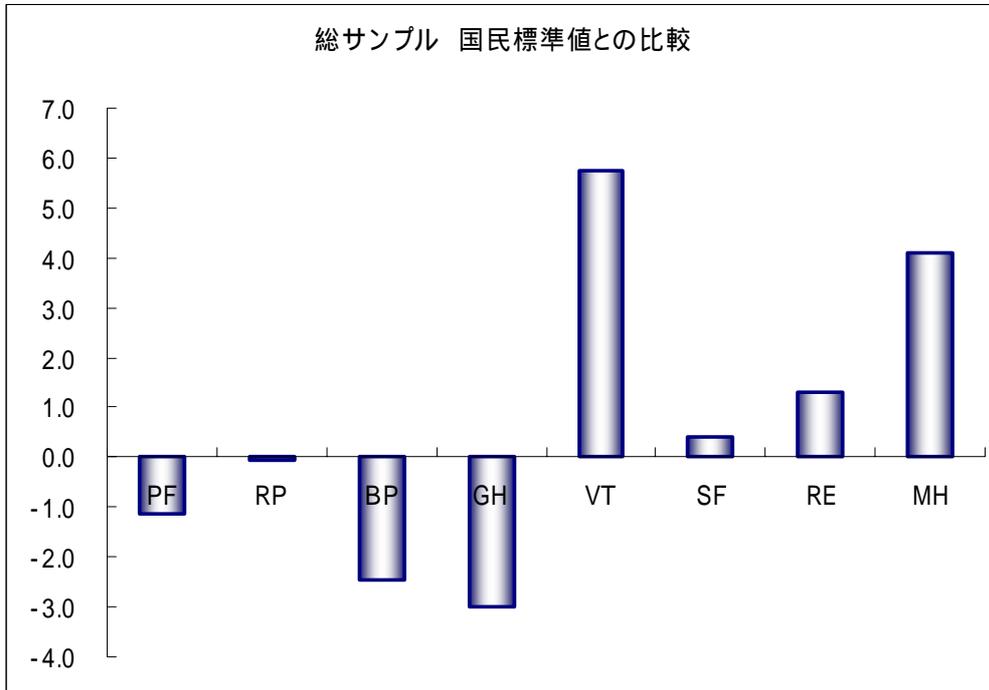


全体及び年齢区分別で見た SF-36 の NBS 平均値

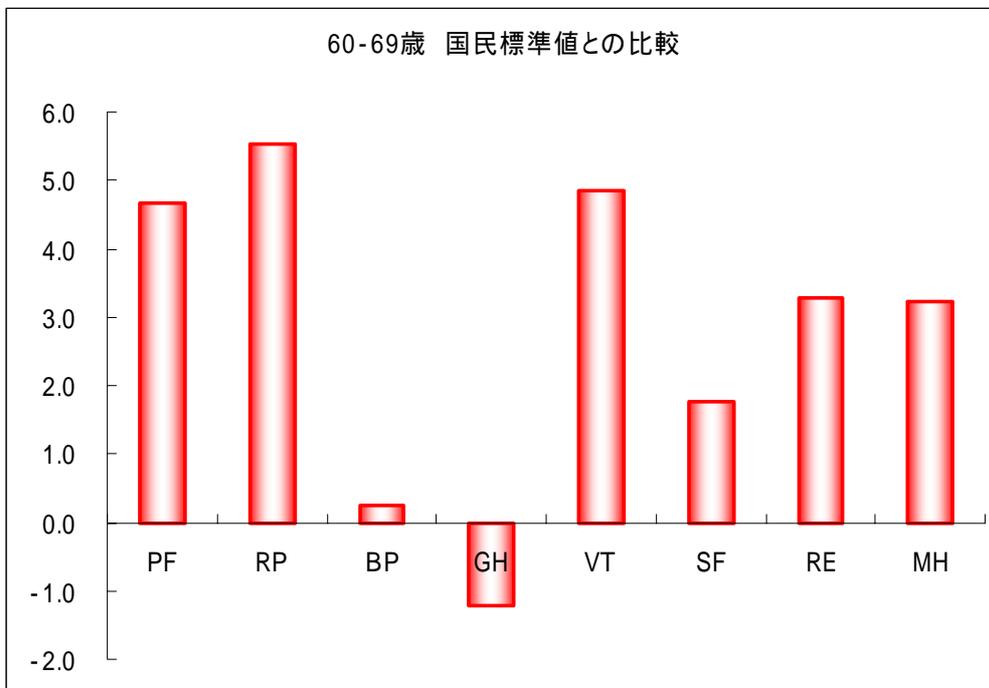
		国民標準値 (標準偏差)	人数	平均値	標準偏差
身体機能 (PF)	総サンプル	50.0 (10.0)	158	48.87	9.82
	60-69歳	46.4 (13.3)	77	51.06	7.51
	70-80歳	37.9 (17.0)	73	47.61	10.66
	81歳以上	-	8	39.29	14.33
日常役割機能_身体 (RP)	総サンプル	50.0 (10.0)	160	49.95	11.01
	60-69歳	47.9 (12.3)	73	53.44	6.92
	70-80歳	42.4 (14.8)	77	48.49	11.43
	81歳以上	-	10	35.78	17.76
身体の痛み (BP)	総サンプル	50.0 (10.0)	149	47.53	10.37
	60-69歳	49.5 (10.5)	71	49.76	9.72
	70-80歳	46.9 (11.0)	72	45.29	10.78
	81歳以上	-	6	47.93	8.33
全体的健康感 (GH)	総サンプル	50.0 (10.0)	161	47.00	5.65
	60-69歳	49.1 (11.0)	74	47.90	5.83
	70-80歳	47.0 (11.3)	78	46.70	5.31
	81歳以上	-	9	42.22	4.83
活力 (VT)	総サンプル	50.0 (10.0)	153	55.73	9.11
	60-69歳	52.2 (10.5)	75	57.05	8.11
	70-80歳	49.4 (10.6)	69	55.37	9.85
	81歳以上	-	9	47.51	7.12
社会生活機能 (SF)	総サンプル	50.0 (10.0)	148	50.39	11.10
	60-69歳	49.4 (11.0)	71	51.17	11.67
	70-80歳	48.5 (11.8)	69	49.09	10.99
	81歳以上	-	8	54.63	3.41
日常役割機能_精神 (RE)	総サンプル	50.0 (10.0)	162	51.31	10.17
	60-69歳	49.6 (11.2)	75	52.88	8.25
	70-80歳	44.8 (14.3)	77	50.76	10.59
	81歳以上	-	10	43.81	16.03
心の健康 (MH)	総サンプル	50.0 (10.0)	152	54.10	9.00
	60-69歳	51.3 (10.5)	76	54.53	9.00
	70-80歳	50.9 (10.0)	68	53.73	9.40
	81歳以上	-	8	53.10	5.50

年齢区分別国民標準値との比較

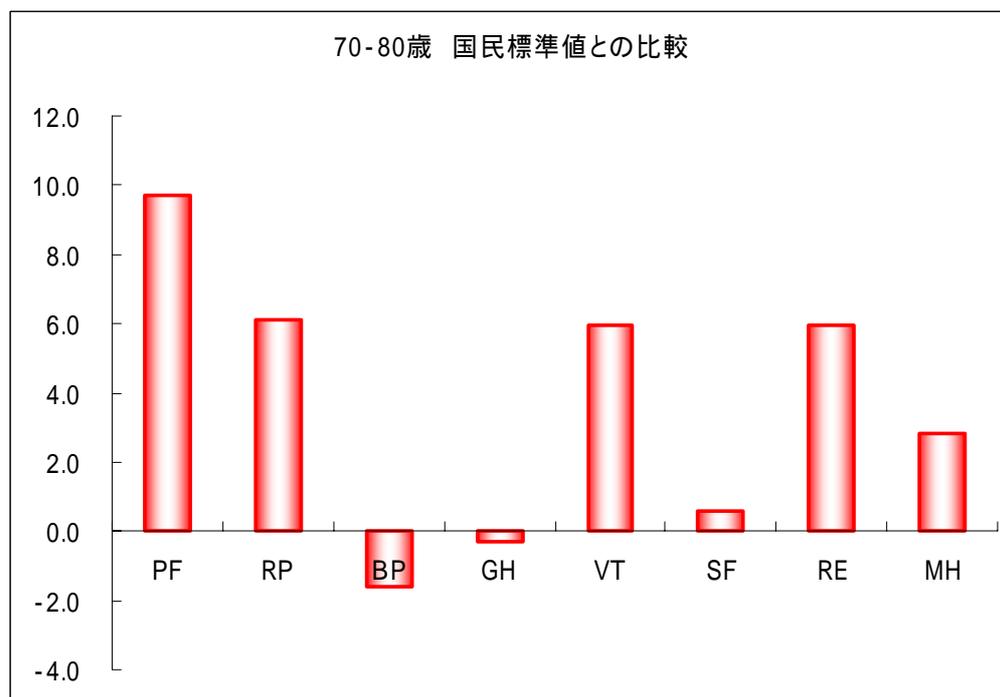
[総サンプル]



[60-69歳]



[70-80 歳]



なお、「稲城市介護支援ボランティア登録者健康に関するアンケート(SF-36)」の分析にあたっては、東京都老人総合研究所介護予防区市町村サポートセンターのご協力をいただいた。

アンケート調査に用いた調査票「SF-36」について

この調査票は、SF-36 という健康関連QOLを測定するための、科学的信頼性・妥当性を持つ尺度であり、米国で作成され、十分な検討を経て、国際的に最も広く使用されているものである。健康QOLという万人に共通した概念のもとに構成されており、様々な疾患の患者さんや一般に健康といわれる方々の健康関連QOLを測定することが可能である。

SF-36 は、8つの健康概念 身体機能 日常役割機能(身体) 体の痛み 全体的健康感 活力 社会生活機能 日常役割機能(精神) 心の健康を測定するための複数の質問項目から成り立っている。

このSF-36は、国民標準値という国民の性、年齢、地域、都市規模等の分布と同じくなるようにサンプリング調査して得られた平均値があり、これを基準に健康状態を評価することができる。

NBS法(国民の標準値に基づいたスコアリング方法)により、日本の国民標準値を50点、標準偏差を10点とした偏差値で数値化している(数値が高いほど健康状態が良い)。

SF-36 v2 の標準化について

日本国民標準値は、2002 年に行なわれた SF-36 v2 スタンダード版（自己記入式）を使用した全国調査の結果から算出されました。

抽出方法について

国民標準値は、日本国民を代表する値ではありません。そのため、我々はこの調査において厳格な標本抽出と、データ回収のためのプロセスを踏みました。対象となる母集団は日本に在住する 20 歳以上 80 歳以下の全住民としました。標本抽出に関しては、まず 4500 人に調査を行なうことを前提に、一標本抽出地点あたり 15 人ずつとして 300 地点を全国に分散させることにしました。全国 300 地点を比例配分して、日本全国の出図となるように標本抽出を行ないました。次に、日本全国を 43 の地域層に分けました。この 43 の地域層は、都市規模 5 レベル（十三大都市、人口 15 万人以上の都市、人口 5 万人以上 15 万人未満の都市、人口 5 万人未満の都市、町村群部）と地域 9 ブロック（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州）から構成されています。この 43 の地域層に対し、満 20 歳以上 80 歳以下の人口（平成 12 年の国勢調査による各層の人口データに基づく）で 300 地点を比例配分し、各層の標本地点数を算出しました。このように算出された標本地点数に沿って、各地域層より標本地点を無作為に抽出しました（第 1 段階の無作為抽出）。次に、各標本地点の基本住民台帳から 15 人の住民が無作為に抽出されました（第 2 段階の無作為抽出）。最終的に全国より 4500 人の 20 歳以上 80 歳以下の住民が標本として抽出されました。

出典：SF-36v2 日本語版マニュアル（2004.1 著；福原 俊一）より

SF-36 下位尺度得点の解釈

下位尺度	得点の解釈	
	低い	高い
身体機能 (Physical function : PF)	健康上の理由で、入浴または着替えなどの活動を自力で行うことがとても難しい	激しい活動を含むあらゆるタイプの活動を行うことが可能である
日常役割機能_身体 (Role physical : RP)	過去 1 ヶ月間に仕事や普段の活動をしたときに、身体的な理由で問題があった	過去 1 ヶ月間に仕事や普段の活動をしたときに、身体的な理由で問題がなかった
身体の痛み (Bodily pain : BP)	過去 1 ヶ月間に非常に激しい身体の痛みのためにいつも仕事が非常に妨げられた	過去 1 ヶ月間の間に身体の痛みは全然なく、身体の痛みのためにいつもの仕事が妨げられることは全然なかった
社会生活機能 (Social functioning : SF)	過去 1 ヶ月間に家族、友人、近所の人、その他の仲間との普段の付き合いが、身体的あるいは心理的な理由で非常に妨げられた	過去 1 ヶ月間に家族、友人、近所の人、その他の仲間との普段の付き合いが、身体的あるいは心理的な理由で妨げられることが全然なかった
全体的健康感 (General health perception : GH)	健康状態が悪くなく、徐々に悪くなっていく	健康状態は非常に良い
活力 (Vitality : VT)	過去 1 ヶ月間、いつでも疲れを感じ、疲れ果てていた	過去 1 ヶ月間、いつでも活力にあふれていた
日常役割機能_精神 (Role emotional : RE)	過去 1 ヶ月間、仕事や普段の活動をしたときに心理的な理由で問題があった	過去 1 ヶ月間、仕事や普段の活動をしたときに心理的な理由で問題がなかった
心の健康 (Mental health : MH)	過去 1 ヶ月間、いつも神経質でゆううつな気分であった	過去 1 ヶ月間、落ち着いて、楽しく、穏やかな気分であった

出典：SF-36v2 日本語版マニュアル（2004.1 著；福原 俊一）より

(2) アンケート調査項目ごとの回答状況

あなたの健康について

このアンケートはあなたがご自身の健康をどのように考えているかをお伺いするものです。あなたが毎日をどのように感じ、日常の活動をどのくらい自由にできるかを知るうえで参考になります。

お手数をお掛けしますが、何卒ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

以下のそれぞれの質問について、一番よくあてはまるものに をつけてください。

記入年月日 平成 年 月 日

1. あなたの健康状態は？（一番よくあてはまる番号に 印をつけてください）

1. 最高に良い	6人	3.3%	2. とても良い	32人	17.6%
3. 良い	116人	63.7%	4. あまり良くない	23人	12.6%
5. 良くない	3人	1.6%	無回答	2人	1.1%

2. 一年前と比べて、現在の健康状態はいかがですか？（ は1つだけ）

1. 一年前より、はるかに良い	2人	1.1%	2. 一年前よりは、やや良い	20人	11.0%
3. 一年前と、ほぼ同じ	133人	73.1%	4. 一年前ほど、良くない	19人	10.4%
5. 一年前より、はるかに悪い	6人	3.3%	無回答	2人	1.1%

3. 以下の質問は、日常よく行われている活動です。あなたは健康上の理由でこうした活動をすることが難しいと感じますか？ 難しいとすればどのくらいですか？

	いつも	ほとんどいつも	ときどき	まれに	ぜんぜんない	無回答
ア) 仕事やふだんの活動をする時間を減らした	4人 2.2%	4人 2.2%	13人 7.1%	23人 12.6%	118人 64.8%	20人 11.0%
イ) 仕事やふだんの活動が思ったほど、できなかった	3人 1.6%	3人 1.6%	14人 7.7%	23人 12.6%	120人 65.9%	19人 10.4%
ウ) 仕事やふだんの活動の内容によっては、できないものがあった	3人 1.6%	4人 2.2%	13人 7.1%	40人 22.0%	101人 55.5%	21人 11.5%
エ) 仕事やふだんの活動をすることがむずかしかった（例えばいつもより努力を必要としたなど）	2人 1.1%	5人 2.7%	12人 6.6%	24人 13.2%	118人 64.8%	21人 11.5%

4. 過去1ヶ月間に、仕事や普段の活動(家事など)をするにあたって、身体的な理由で次のような問題がありましたか？(ア～エまでのそれぞれの質問について、一番よくあてはまるものにをつけてください)

	とても むずかし い	すこし むずかし い	ぜんぜん むずかし くない	無回答
ア) <u>激しい運動</u> (一生懸命走る、激しいスポーツをするなど)	77人 42.3%	80人 44.0%	21人 11.5%	4人 2.2%
イ) <u>適度の活動</u> (家や庭の掃除、1～2時間散歩するなど)	9人 4.9%	30人 16.5%	139人 76.4%	4人 2.2%
ウ) <u>少し重い物を持ち上げたり、運んだりする</u> (買い物袋など)	8人 4.4%	58人 31.9%	116人 63.7%	0人 0%
エ) <u>階段を数段上までのぼる</u>	4人 2.2%	34人 18.7%	138人 75.8%	6人 3.3%
オ) <u>階段を一段上までのぼる</u>	1人 0.5%	24人 13.2%	150人 82.4%	7人 3.8%
カ) <u>体を前に曲げる、ひざまずく、かがむ</u>	10人 5.5%	36人 19.8%	131人 72.0%	5人 2.7%
キ) <u>1キロメートル以上歩く</u>	7人 3.8%	21人 11.5%	149人 81.9%	5人 2.7%
ク) <u>数百メートルくらい歩く</u>	2人 1.1%	16人 8.8%	155人 85.2%	9人 4.9%
ケ) <u>100メートルくらい歩く</u>	2人 1.1%	6人 3.3%	161人 88.5%	13人 7.1%
コ) <u>自分でお風呂に入ったり、着替えたりする</u>	1人 0.5%	6人 3.3%	174人 95.6%	1人 0.5%

5. 過去1ヶ月間に、仕事やふだんの活動（家事など）をするにあたって、心理的な理由で（例えば、
 気分が落ち込んだり不安を感じたりしたために）次のような問題がありましたか？（ア～ウま
 でのそれぞれの質問について、一番よくあてはまるものに をつけてください）

	いつも	ほとんど いつも	ときどき	まれに	ぜんぜんな い	無回答
ア) 仕事やふだんの活動をする <u>時間</u> を減らした	2人 1.1%	4人 2.2%	14人 7.7%	19人 10.4%	126人 69.2%	17人 9.3%
イ) 仕事やふだんの活動が思ったほど、 <u>でき なかった</u>	2人 1.1%	5人 2.7%	9人 4.9%	30人 16.5%	118人 64.8%	18人 9.9%
ウ) 仕事やふだんの活動がいつもほど、 <u>集中 してできなかった</u>	4人 2.2%	2人 1.1%	12人 6.6%	27人 14.8%	118人 64.8%	19人 10.4%

6. 過去1ヶ月間に、家族、友人、近所の人、その他の仲間とのふだんの付き合いが、身体的あ
 るいは心理的な理由で、どのくらい妨げられましたか？
 （一番よくあてはまる番号に をつけてください）

1. <u>ぜんぜん</u> 、妨げられな かった	121人	66.5%	2. <u>わずかに</u> 、妨げられた	20人	11.0%
3. <u>少し</u> 、妨げられた	8人	4.4%	4. <u>かなり</u> 、妨げられた	10人	5.5%
5. <u>非常に</u> 、妨げられた	4人	2.2%	無回答	19人	10.4%

7. 過去1ヶ月間に、体の痛みをどのくらい感じましたか？
 （一番よくあてはまる番号に をつけてください）

1. <u>ぜんぜん</u> 、な かった	61人	33.5%	2. <u>かすかな</u> 痛み	33人	18.1%
3. <u>軽い</u> 痛み	48人	26.4%	4. <u>中くらい</u> の痛み	15人	8.2%
5. <u>強い</u> 痛み	7人	3.8%	6. <u>非常に</u> 激しい痛み	2人	1.1%
無回答	16人	8.8%			

8. 過去1ヶ月間に、いつもの仕事（家事も含みます）が痛みのために、どのくらい妨げられましたか？（一番よくあてはまる番号に をつけてください）

1. ぜんぜん、妨げられなかった	88人	48.4%	2. わずかに、妨げられた	36人	19.8%
3. 少し、妨げられた	19人	10.4%	4. かなり、妨げられた	6人	3.3%
5. 非常に、妨げられた	0人	0%	無回答	33人	18.1%

9. 次にあげるものは、過去1ヶ月間に、あなたがどのように感じたかについての質問です。（ア～ケまでのそれぞれの質問について、一番よくあてはまる番号に をつけてください）

過去1ヶ月間のうち	いつも	ほとんどいつも	ときどき	まれに	ぜんぜんない	無回答
ア) 元気いっぱいでしたか	49人 26.9%	77人 42.3%	19人 10.4%	6人 3.3%	12人 6.6%	19人 10.4%
イ) かなり神経質でしたか	1人 0.5%	5人 2.7%	25人 13.7%	44人 24.2%	86人 47.3%	21人 11.5%
ウ) どうにもならないくらい、気分がおちこんでいましたか	1人 0.5%	2人 1.1%	9人 4.9%	32人 17.6%	122人 67.0%	16人 8.8%
エ) おちついていて、おだやかな気分でしたか	43人 23.6%	70人 38.5%	17人 9.3%	11人 6.0%	22人 12.1%	19人 10.4%
オ) 活力（エネルギー）にあふれていましたか	35人 19.2%	67人 36.8%	30人 16.5%	9人 4.9%	17人 9.3%	24人 13.2%
カ) おちこんで、ゆううつな気分でしたか	3人 1.6%	3人 1.6%	18人 9.9%	37人 20.3%	104人 57.1%	17人 9.3%
キ) 疲れはてていましたか	3人 1.6%	3人 1.6%	28人 15.4%	46人 25.3%	82人 45.1%	20人 11.0%
ク) 楽しい気分でしたか	41人 22.5%	76人 41.8%	20人 11.0%	9人 4.9%	15人 8.2%	21人 11.5%
ケ) 疲れを感じましたか	3人 1.6%	6人 3.3%	41人 22.5%	65人 35.7%	52人 28.6%	15人 8.2%

10. 過去1ヶ月間に、友人や親戚を訪ねるなど、人とのつきあいをする時間が、身体的あるいは心理的な理由で、時間的にどのくらい妨げられましたか？（一番よくあてはまる番号に をつけてください）

1. いつも	5人	2.7%	2. ほとんどいつも	5人	2.7%
3. ときどき	13人	7.1%	4. まれに	30人	16.5%
5. ぜんぜんない	113人	62.1%	無回答	16人	8.8%

11. 次にあげた各項目はどのくらいあなたにあてはまりますか？

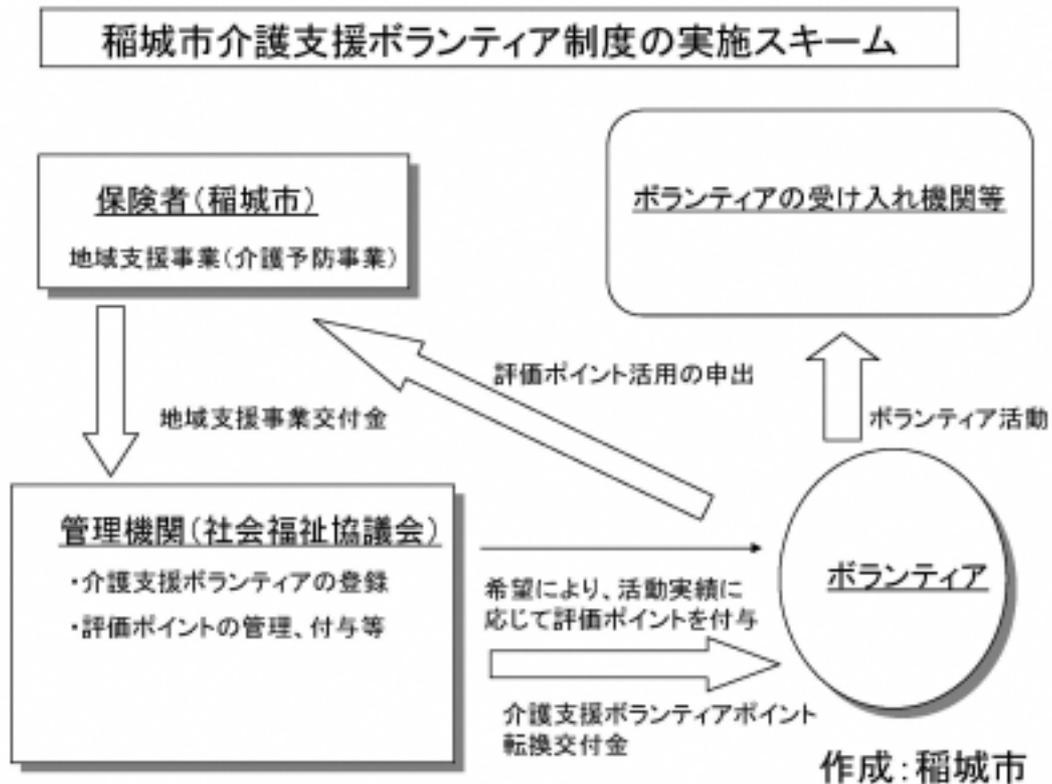
（ア～エまでのそれぞれの質問について、一番よくあてはまる番号に をつけてください）

	まったく そのとおり	ほぼ あてはまる	何とも 言えない	ほとんどあ てはまらな い	ぜんぜん あてはま らない	無回答
ア) 私は他の人と比べて病気になりやすいと思う	3人 1.6%	3人 1.6%	68人 37.4%	54人 29.7%	38人 20.9%	16人 8.8%
イ) 私は、人並みに健康である	40人 22.0%	79人 43.4%	39人 21.4%	8人 4.4%	3人 1.6%	13人 7.1%
ウ) 私の健康は、悪くなるような気がする	6人 3.3%	6人 3.3%	77人 42.3%	43人 23.6%	38人 20.9%	12人 6.6%
エ) 私の健康状態は非常に良い	28人 15.4%	70人 38.5%	55人 30.2%	8人 4.4%	8人 4.4%	13人 7.1%

[参考資料]

- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム
- ・ 介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与
- ・ 介護支援ボランティアポイント（評価ポイント）の活用による保険料負担軽減の方法
- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A（平成 19 年 9 月 1 日）
- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A（平成 19 年 9 月 15 日）
- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A（平成 19 年 12 月 1 日）
- ・ 健康に心配なし手帳～介護支援ボランティア手帳～
- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱
- ・ 介護保険最新情報 Vol.12 平成 19 年 5 月 11 日厚生労働省老健局介護保険課振興課
「介護保険制度を活用した高齢者の「ボランティア活動の支援について」平成 19 年
5 月 7 日付老介発第 0507001 号、老振発第 0507001 号、厚生労働省老健局介護保険課
長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用につい
て」)
- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度創設までの経過

図表



説明

高齢者の介護支援ボランティア活動実績等を評価したうえでポイントを付与し、その高齢者の申出により、そのポイントを換金した交付金を交付する制度である。当面、稲城市では、高齢者が介護支援ボランティア活動実績に応じて付与されたポイントを活用し、実質的な介護保険料負担の軽減を行うことを想定している。

高齢者が、介護支援ボランティア活動などを通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防に資することを目的とし、その結果、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指すものである。つまり、本制度は、社会参加活動をしたいと思う高齢者自身のための制度として創設するものである。

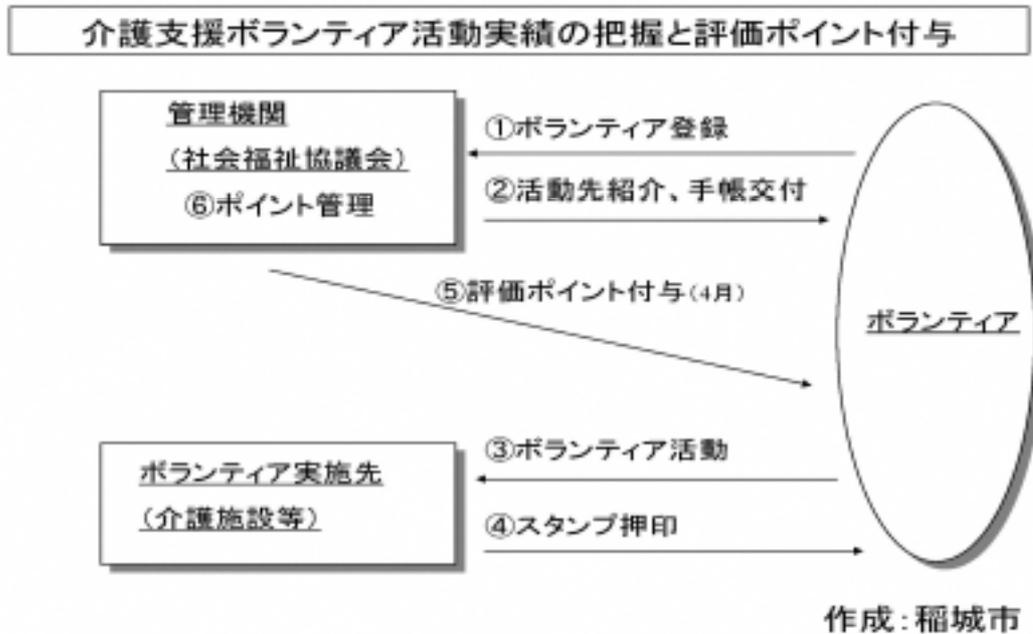
様式

1. 介護支援ボランティア事業委託契約書（稲城市 社会福祉協議会）

備考

1. 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱
2. 稲城市介護支援ボランティア事業委託（稲城市 社会福祉協議会）
3. 地域支援事業交付金（稲城市 社会福祉協議会）

図表



説明

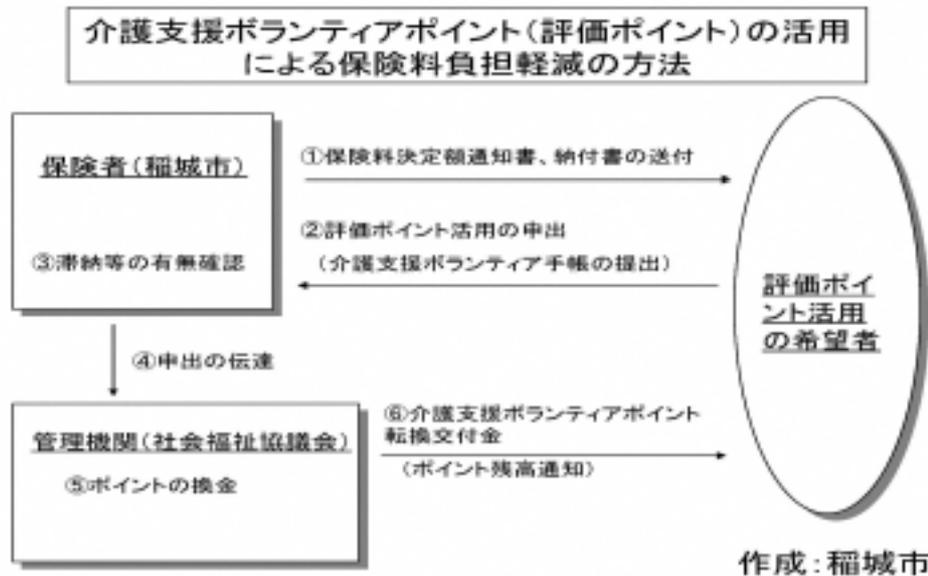
- 1) ボランティアは、管理機関（社会福祉協議会）へ介護支援ボランティアの登録をする。
- 2) 管理機関（社会福祉協議会）は、介護支援ボランティア活動の受け入れ先を紹介するとともに、介護支援ボランティア手帳を交付する。
- 3) ボランティアは、ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）等で介護支援ボランティア活動を行う。
- 4) ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）は、ボランティアが介護支援ボランティア活動への参加の都度、持参する「介護支援ボランティア手帳」にスタンプを押印する。
- 5) 管理機関（社会福祉協議会）は、一定時点（例えば、4月）に、ボランティア活動参加者の「介護支援ボランティア手帳」に押印されたスタンプ数により、評価ポイントを付与する。
- 6) 管理機関（社会福祉協議会）は、ボランティア活動参加者へ付与した評価ポイントを管理する。

様式

1. 介護支援ボランティア登録申請書（ボランティア 社会福祉協議会）
2. 介護支援ボランティア手帳（社会福祉協議会 ボランティア）
3. 活動確認スタンプ印（ボランティア活動先 ボランティア）

備考

図表



説明

- 1) 保険者(稲城市)は、当初賦課時期にその年度の保険料の総額を記載した「保険料決定額通知書」及び「納付書」を本人へ送付(毎年度7月中)する。
- 2) 保険料への評価ポイントの活用を希望する者は、保険者(稲城市)へ介護支援ボランティア手帳を添えて評価ポイント活用の申出を行う。
- 3) 保険者(稲城市)は、評価ポイント活用希望者の保険料の滞納等の有無を確認する。
- 4) 保険者(稲城市)は、保険料の滞納等がない場合、評価ポイント活用の希望者からの申出を管理機関(社会福祉協議会)へ伝達する。このとき、評価ポイント活用希望者から預かっている介護支援ボランティア手帳を管理機関へ送付する。
- 5) 管理機関(社会福祉協議会)は、評価ポイント活用希望者の蓄積された評価ポイントを活用し、介護支援ボランティアポイント転換交付金として交付する。あわせて、評価ポイントの残高を記載した介護支援ボランティア手帳を返送する。

様式

1. 介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(評価ポイント活用希望者 稲城市)
2. 同 伝達書(稲城市 社会福祉協議会)
3. 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書(社会福祉協議会 ボランティア)

備考

平成19年9月1日

稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A

稲城市
稲城市社会福祉協議会

問1 介護支援ボランティア制度とはどういうものか？

高齢者の介護支援ボランティア活動実績等を評価したうえでポイントを付与し、その高齢者の申出により、そのポイントを換金した交付金を交付する制度である。

当面、稲城市では、高齢者が介護支援ボランティア活動実績に応じて付与されたポイントを活用し、実質的な介護保険料負担の軽減を行うことを想定している。

なお、実施のイメージは別添の「稲城市介護支援ボランティア制度の実施スキーム」のとおり。

問2 制度創設の目的は何か？

高齢者が、介護支援ボランティア活動などを通じて地域貢献することを積極的に奨励・支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防に資することを目的とし、その結果、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指すものである。

つまり、本制度は、社会参加活動をしたいと思う高齢者自身のための制度として創設するものである。

問3 期待される効果は何か？

- 1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まる。
- 2) 社会参加活動などに参加する元気な高齢者が増える。
- 3) 要介護高齢者などに対する介護支援ボランティア活動に関心が高まる。
- 4) 結果として、介護給付費等の抑制が期待できる。

問4 実質的な保険料負担軽減額は、どの程度なのか？

ボランティア参加者の保険料は、介護支援ボランティア活動実績に応じて付与された評価ポイントを1,000(=1000円)単位で換金して支払うことを想定しており、年額で最大5,000円までとする。

問5 いつから実施するのか？

平成19年9月1日から試行的(モデル)事業としてスタートし、平成20年度からは本格的実施とする。

おおまかなスケジュール等は次のとおり。

平成19年

- 5月 市長会見で実施発表
- 6月 ボランティア関係者等との意見交換
ボランティア受け入れ機関との意見交換
社会福祉協議会理事会での承認
- 7月 介護保険運営協議会での承認
市議会委員会への説明
- 8月 市広報で実施発表
- 9月 介護支援ボランティア登録開始(手帳交付)
試行的(モデル)事業実施・スタンプ押印開始

平成20年

- 4月 本格実施・評価ポイント付与開始
- 7月 評価ポイント転換交付金申請受付開始

問6 どのような高齢者が対象となるのか？

介護保険料を滞納していない稲城市の65歳以上の高齢者(第1号被保険者)とする。

一般高齢者、特定高齢者、要支援者及び要介護者の別を問わない。

第1号被保険者の資格を喪失した場合は、対象外とする。

問7 制度実施の根拠法令等は何か？

稲城市においては、介護保険制度の中の地域支援事業の介護予防事業として実施する。

- ・ 介護保険法：第115条の38(介護予防事業)
- ・ 国の定める要綱：地域支援事業実施要綱

別記

- 1 介護予防事業
- (2) 介護予防一般高齢者施策
- イ 各論
- (イ) 地域介護予防活動支援事業

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

- ・ 稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

問8 稲城市は、この制度を地域支援事業介護予防事業一般高齢者施策で行うことにしたのはなぜか？

稲城市では、高齢者の社会参加活動を通じて介護予防を推進するといった観点から、介護支援ボランティア活動を奨励・支援することが適切であると判断したためである。

問9 介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与の方法は、どのようにするのか？

- 1) ボランティアは、管理機関（社会福祉協議会）へ介護支援ボランティアの登録をする。
- 2) 管理機関（社会福祉協議会）は、介護支援ボランティア活動の受け入れ先を紹介するとともに、介護支援ボランティア手帳を交付する。
- 3) ボランティアは、ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）等で介護支援ボランティア活動を行う。
- 4) ボランティアの受け入れ機関（介護保険施設等）は、ボランティアが介護支援ボランティア活動への参加の都度、持参する「介護支援ボランティア手帳」にスタンプを押印する。
- 5) 管理機関（社会福祉協議会）は、一定時点（例えば、4月）に、ボランティア活動参加者の「介護支援ボランティア手帳」に押印されたスタンプ数により、評価ポイントを付与する。
- 6) 管理機関（社会福祉協議会）は、ボランティア活動参加者へ付与した評価ポイントを管理する。

なお、実施のイメージは別添の「介護支援ボランティア活動実績の把握と評価ポイント付与」のとおり。

問 10 「介護支援ボランティア手帳」は誰が発行するのか。

「介護支援ボランティア手帳」は管理機関（社会福祉協議会）が発行する。また、この手帳は、各ボランティア受け入れ機関（介護保険施設等）での配布も行う。

問 11 どのようなボランティア活動が対象となるのか？

平成 18 年 6 月に特区提案した際には以下のボランティア活動を想定していたが、現時点の介護支援ボランティアの受け入れ団体からの指定申請では、大きな変更はない状況である。

平成 18 年 6 月に特区提案した際に想定した介護支援ボランティア活動の例

- 1) レクリエーションなどの指導、参加支援
- 2) お茶出しや食堂内での配膳、下膳などの補助
- 3) 喫茶などの運営補助（経営的な観点ではないボランティアとしての参加）
- 4) 散歩、外出、館内移動の補助
- 5) 模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露などの行事の手伝い
- 6) 話し相手
- 7) その他、施設職員と共に行う軽微かつ補助的な活動（例 - 草刈り、洗濯物の整理、シーツ交換など）を想定している。

ボランティア活動としての参加を対象とするもので、収益等を充当すべき事業は含まない。

問 12 具体的にどのような事業が該当するのか？

平成 18 年 6 月に特区提案した際には以下の事業を想定していたが、現時点の介護支援ボランティアの受け入れ団体からの指定申請では、大きな変更はない状況である。

平成 18 年 6 月に特区提案した際に想定した事業の例

例えば、

- 1) 介護保険対象施設
- 2) 稲城市が委託する地域支援事業（介護予防事業）
- 3) ふれあいセンター
- 4) ハンディキャブ
- 5) 高齢者会食会
- 6) その他

の事業におけるボランティア活動を想定している。

問13 活動実績に応じて評価ポイントはどのくらい付与されるのか？

4月から3月までの年度内の活動実績に応じて、翌年度に次表の評価ポイントを付与する。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

1時間程度の活動を1回分の活動実績として評価するが、2時間以上の活動の場合には2回分の活動実績として評価する。

また、1日に複数の事業での活動や複数箇所での活動の場合でも合計最大2回分までの活動実績を評価することができるものとする。

問14 評価ポイントは、第三者（例えば家族など）へ譲ることができるのか？

評価ポイントは、第三者（例えば家族など）へ譲ることはできない。

問15 介護支援ボランティアの想定される人数は？

現時点で、具体的に確定した人数は示せないが、様々なボランティア活動の参加状況などから推測すると、50人～100人（高齢者人口比 0.5%～1.0%）程度となる。

問16 介護支援ボランティア管理者（管理機関）はどこか？

介護支援ボランティア管理者（管理機関）は、稲城市社会福祉協議会とする。

問17 介護支援ポイント基金管理機関はどこか？

介護支援ポイント基金管理機関は、稲城市社会福祉協議会とする。

問18 保険者（稲城市）が管理機関（稲城市社会福祉協議会）へ交付する「地域支援事業交付金」とは何か？

介護支援ボランティア活動に応じて付与する評価ポイントを換金するための基金の原資として、介護保険特別会計の地域支援事業（介護予防事業一般高齢者施策）費から管理機関（稲城市社会福祉協議会）へ交付するもの。

問19 「実質的な介護保険料負担の軽減」はどのように行うのか？

管理機関（稲城市社会福祉協議会）が介護支援ボランティア活動の参加者の蓄積された評価ポイントを管理し、その者から「評価ポイント活用の申出」があった場合、このポイントを活用して、その者の保険料負担の一部に充てるための「介護支援ボランティアポイント転換交付金」を交付する。

問20 保険料負担軽減の具体的方法は？

- 1) 保険者（稲城市）は、当初賦課時期にその年度の保険料の総額を記載した「保険料決定額通知書」及び「納付書」を本人へ送付（毎年度7月中）する。
- 2) 保険料への評価ポイントの活用を希望する者は、保険者（稲城市）へ介護支援ボランティア手帳を添えて評価ポイント活用の申出を行う。
- 3) 保険者（稲城市）は、評価ポイント活用希望者の保険料の滞納等の有無を確認する。
- 4) 保険者（稲城市）は、保険料の滞納等がない場合、評価ポイント活用の希望者からの申出を管理機関（社会福祉協議会）へ伝達する。このとき、評価ポイント活用希望者から預かっている介護支援ボランティア手帳を管理機関へ送付する。
- 5) 管理機関（社会福祉協議会）は、評価ポイントを換金する。
- 6) 管理機関（社会福祉協議会）は、評価ポイント活用希望者の蓄積された評価ポイントを活用し、（仮称）介護支援ボランティアポイント転換交付金として交付する。あわせて、評価ポイントの残高を記載した介護支援ボランティア手帳を返送する。

なお、実施のイメージは別添の「介護支援ボランティアポイント（評価ポイント）の活用による保険料負担軽減の方法」のとおり。

問21 稲城市は介護支援ボランティア活動に対する評価として「保険料控除」を提案していたが、なぜポイント制で評価することにしたのか？

介護保険料控除は社会保障制度の根幹に関わるものであるとの指摘等を踏まえ、厚生労働省との協議を重ねた結果、このポイント制で評価することでも、一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することが可能であることを確認できたため、制度創設を決めたものである。

問 2 2 介護支援ボランティア参加者は、自動的に保険料負担が軽減されるのか？

介護支援ボランティア参加者から蓄積したポイントを活用して介護保険料の一部負担に充てることを希望する場合に限り軽減されるものであり、介護支援ボランティア参加者に対して自動的に保険料負担が軽減されるものではない。

問 2 3 保険料負担軽減を希望しないボランティアはどうするのか？

介護支援ボランティア参加者が保険料負担軽減を希望しない場合には、引き続きそのポイントの蓄積が継続されることになる。

問 2 4 介護支援ボランティア本人の介護サービス利用料を軽減することができるのか？

将来、本人が介護サービスを利用する際に、蓄積したポイントを活用して介護サービス利用料の一部へ充てることが可能となることを想定しているが、直ちに制度化する予定はない。

問 2 5 制度運営のための財源はどのようになるのか？ また、保険料への影響額はいくらか？ 新たな財源は必要なのか？

介護支援ボランティア制度は、地域支援事業の介護予防事業として実施するものであり、制度上の財源構成は次のとおり。

区分	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	合計
財源構成	25.0%	12.5%	12.5%	19.0%	31.0%	100.0%

稲城市の高齢者人口の約 1.0%（高齢者 100人）がすべて保険料負担の軽減（一人あたり 5,000円）を受けるとした場合の財政負担は次のとおり。

区分	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料	合計
財政負担	125,000円	62,500円	62,500円	95,000円	155,000円	500,000円

このとき 65 歳以上の高齢者（第 1 被保険者）の月額保険料への影響額は 0.8円と試算。したがって、保険料への影響額は極めて少ないと判断した。
(95,000円 ÷ 10,000人 ÷ 12月 0.8円)

なお、平成 20 年度の地域支援事業の介護予防事業費は、介護保険事業計画の中で介護給付見込額の 2.0%以内として既に見込まれており、新たな財源の調達は不要と考えている。

問26 なぜ、実質的な保険料負担の軽減額を最大で年額5,000円とするのか？

保険料軽減額は、最大で一月あたり400円程度となるが、これは1回相当分のボランティア活動参加のための往復のバス代程度であること、保険料月額の1割程度であること、などから適切な額の範囲であると判断した。

問27 最大で年額5,000円の保険料負担額軽減では、それほど大きな額ではないと思うが、事業効果はあるのか？

保険料負担の軽減が目的ではなく、それがきっかけとなって、住民、特に元気な高齢者が自ら地域での介護を支える地域づくりが促進されることが重要であると考えており、その点で事業効果があるものと判断した。

問28 「実質的な保険料負担の軽減」というのは、「手当」の支給と同じではないか？

介護支援ボランティア参加者から蓄積したポイントを活用して介護保険料負担の一部に充てる旨の申出があった場合に保険料負担が軽減されるものであり、「手当」の支給とは基本的に考え方が異なるものである。

問29 ボランティア活動に対する対価的な性格があり、ボランティア本来の意義が薄れるのではないか？

保険料負担額の軽減額や方法等からみても、ボランティア活動への対価的性格を有するものではない。

また、保険料負担の軽減については、本人の申出に基づくものであり、ボランティア自身の意思を尊重する制度であることから、ボランティア本来の意義が薄れることはない判断した。

問30 保険料は所得に応じて設定すべきであり、ボランティアで実質的に負担が軽減される保険料相当分をボランティアに参加しない者に負担させることは適当ではないのではないか？

本事業は、保険料が所得に応じて設定される仕組みを維持している。また、保険料の「控除」や「減免」を行うものではない。

本事業の保険料負担の軽減は、地域支援事業の介護予防事業（一般高齢者施策）の地域支援事業交付金で行うものであり、軽減される保険料相当分をボランティアに参加しない者だけに負担を求めるものではない。

なお、高齢者の保険料負担への影響額は、一月あたり0.8円程度と試算しており、極めて少ないものと判断している。

問3 1 介護支援ボランティアが増えることで元気な高齢者が増え、その結果、稲城市の介護保険給付費の削減が見込まれるのか？

介護支援ボランティア活動は、本人の地域貢献意欲を高めるとともに、継続的な地域とのつながりが確保されるものと考えられる。このため、介護支援ボランティア自身の介護予防効果はもちろんであるが、地域の虚弱高齢者への生活不活発病予防の効果が期待できるものと考えられる。

問3 2 ボランティアに参加できない高齢者に対して不公平感があるのではないか？

介護支援ボランティアは、高齢者が地域貢献することを積極的に奨励・支援し、いきいきとした地域社会となることを目指すものであり、年間相当回数の介護支援ボランティア活動を行った場合に、一月あたり最大で400円程度（1回分の往復バス料金相当額）の保険料負担軽減となるものであることから、ボランティアに参加できない高齢者が不公平感を持つことは少ないものと判断している。

問3 3 稲城市のボランティア関係者などの意見はどうか？

平成18年4月から5月に実施したボランティア関係者等（105名）へのアンケート調査結果では、制度創設に賛成が59.6%、反対が26.9%であった。

賛成の主な意見は、

- ・社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増える。（53.1%）
- ・福祉のまちづくりに不可欠な住民参加に関する認識が高まる。（28.1%）
- ・介護支援ボランティア活動等に関心が高まる。（17.2%）

反対の主な意見は、

- ・対象者や内容が限られるため不公平感が増す。（47.5%）
- ・対価的性格があり、本来のボランティア精神に反する。（35.0%）

であった。

問3 4 介護支援ボランティア制度の実施期間はどのように想定しているのか？

詳細の制度設計は今後に行うことになるが、現時点では、介護支援ボランティア制度の実施期間は、平成19年度から平成23年度までの期間を想定している。

また、実施期間満了時点（平成23年度末）で必要と判断した場合には、3年ごと延長時間も想定している。

問35 付与されたポイントの有効期間があるのか？

詳細の制度設計は今後に行うことになるが、現時点では、実施期間終了後2年程度を想定している。

問36 第3期介護保険事業計画の期間（平成18年度から平成20年度まで）の途中であるが、制度を実施することができるのか？

介護支援ボランティア制度は、高齢者ボランティアの普及や元気高齢者を増やすことにつながることから、第3期介護保険事業計画の目標達成を促進させる効果が期待できる。したがって、第3期介護保険事業計画の期間中でも早期に実施することが望ましいと考えている。

以上

平成19年9月15日

稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A

稲城市
稲城市社会福祉協議会

問1 介護支援ボランティア制度の提案のきっかけは何か？

- 1) 団塊の世代が高齢化を迎える時期にあつて、高齢者の社会参加を政策として後押しする必要性を感じたこと。
- 2) 高騰する介護保険料の抑制につながる介護予防を一層促進する必要性があると判断したこと。

問2 「稲城市介護支援ボランティア制度」に関する留意事項は何か？

- 1) 介護支援ボランティア活動へ参加しようとする高齢者のための施策であり、介護支援ボランティアの受け手のための施策ではないこと。
- 2) 制度の運用は、介護保険地域支援事業(介護予防事業)の範囲内とすること。
- 3) 介護支援ボランティア活動は、業務として行うべき内容(介護等)の代替とならないように留意すること。
- 4) 活動場所は施設に限られるものではないが、在宅における介護支援ボランティアは、訪問介護との混同のおそれがあること、及び活動実績を第三者が確認することが困難であることから、当面、本事業の対象外とすること。
- 5) 介護支援ボランティアは、受入機関等から対価的な報酬等を受けていないこと。

問3 「稲城市介護支援ボランティア制度」の課題は何か？

- 1) 広域的实施を視野に置いた場合、平準化、規格化等が必要となること。
- 2) 対象範囲の拡大(子育て、障害施策等)について、今後、それぞれの分野における考え方を整理する必要があること。

以上

平成19年12月1日

稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ & A

稲城市
稲城市社会福祉協議会

問1 介護支援ボランティア制度の試行的（モデル）事業の実施状況（平成19年9月から11月までの3ヶ月間）はどうか？

平成19年11月30日現在、介護支援ボランティア登録者数は216人（うちボランティア保険の新規加入者数49人）、介護支援ボランティア受入指定を受けた団体は13団体となっている。

登録者の年齢構成は、次表のとおりである。なお、最高齢は、93才の女性であった。

（平成19年11月30日現在）

年齢区分（才）	男性		女性	
	人数	割合	人数	割合
65 - 69	16人	39.0%	89人	50.9%
70 - 74	14人	34.1%	46人	26.3%
75 - 79	9人	22.0%	28人	16.0%
80 - 84	0人	0.0%	8人	4.5%
85 -	2人	4.9%	4人	2.3%
合計	41人	100.0%	175人	100.0%

指定を受けた受入団体数は、社会福祉法人が5団体、株式会社が3団体、NPO法人が2団体、医療法人が1団体、公共団体が1団体、その他の団体が1団体であった。

指定を受けた活動内容は、「(1)レクリエーション等の指導、参加支援」が11団体、「(2)お茶だし、食堂内の配膳、下膳などの補助」が8団体、「(3)喫茶などの運営補助」が7団体、「(4)散歩、外出、館内移動の補助」が6団体、「(5)行事等の手伝い（模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露など）」が11団体、「(6)話し相手」が10団体、「(7)その他施設職員とともに行う軽微かつ補助的な活動」が9団体であった。

問2 介護支援ボランティア制度の評価事業の状況はどうか？

稲城市介護支援ボランティア制度の評価事業（平成19年度）は次のとおりである。

- 1 目的 介護支援ボランティア制度の実施にあたっての課題、留意点、効果等を明らかにすること。
- 2 内容 制度設計概要の提示、関係者等の役割分担の明確化、論点整理、課題、留意点の提示、アンケート調査、介護予防効果の提示、政策評価（事業効果）の試算等
 - ・第1回評価委員会（平成19年11月26日）
 - (1) 稲城市介護支援ボランティア制度の概要
 - (2) モデル事業の実施状況等について
 - (3) 制度設計及びモデル事業実施にあたっての論点整理等について
 - (4) アンケート調査について
 - (5) 政策評価(事業効果の試算)について
 - (6) 本格実施に向けて
 - (7) その他
 - ・第2回評価委員会（平成20年2月開催予定）
 - (1) アンケート調査の結果について
 - (2) 介護予防効果の提示、政策評価（事業効果）の試算等
 - (3) 報告書素案について
 - (4) その他
- 3 介護支援ボランティア制度評価委員会の設置
 - ・委員 13名
(学識経験者 1名、医師会 1名、歯科医会 1名、
薬剤師会 1名、南多摩保健所 1名、公募市民 2名、
社会福祉協議会 1名、民生児童委員協議会 1名、
みどりクラブ連合会 1名、介護保険施設 1名、
民間サービス事業者 1名、居宅介護支援事業者 1名)
(委員は、稲城市介護保険運営協議会委員を充てた。)
- 4 予算規模等 600千円
 - 内訳 制度評価委員会委員報償 214千円
 - 事務用消耗品費 156千円
 - 報告書印刷費 230千円

問3 介護支援ボランティア制度実施にあたって、管理機関（社会福祉協議会）及び介護支援ボランティア受入機関（介護保険施設等）から事務上の負担についての意見はどうか？

管理機関（社会福祉協議会）では、「介護支援ボランティアの登録」、「評価ポイントの管理、付与等」、「介護支援ボランティアポイント転換交付金の交付」等が、ボランティアの受入機関（介護保険施設等）では、「介護支援ボランティア手帳へのスタンプ押印等」の事務がある。

これまでに事務負担については、第1回介護支援ボランティア制度評価委員会での質疑の中で、登録人数が予想を超えている中でボランティアへのコーディネート等の事務負担について「一日にそれほど多くの申し出があるというものではない。…（中略）…。社会福祉協議会事務局職員は3人おり、丁寧な対応、コーディネートを行っている。」との状況報告を受けている。なお、「評価ポイントの管理、付与等」及び「介護支援ボランティアポイント転換交付金の交付」に関する事務は、毎年4月及び7月にまとめて行う予定としている。

また、平成19年11月に実施した介護支援ボランティア受入機関へのアンケート調査では、事務上の負担が過重であるとの意見は寄せられていない。

試行的（モデル）事業実施後のこれまでの3ヶ月間に、関係機関から事務負担が過重となった、との意見等は寄せられていない。

問4 介護支援ボランティア活動を行うにあたって、介護支援ボランティアに対する特別な研修等を行うのか？

稲城市の介護支援ボランティア活動は、従来から行われてきた活動をそのまま指定するものであるため、特別な研修等を行う予定はない。しかし、ボランティア等を受け入れにあたって、それぞれの受入機関（介護保険施設等）が独自の研修等を行っている場合には、それを受講することになる。

なお、社会福祉協議会では、従来からボランティア等を対象とした研修等の事業を行っている。

問5 介護支援ボランティア活動として「身体介護」や「生活援助」を対象としない理由は何か？

「身体介護」や「生活援助」は、ホームヘルパー、介護福祉士などの専門職により、個別の援助計画等に基づき、適切に提供されるべきであると考えている。これに対し、介護支援ボランティア活動は、高齢者が自らの意思に基づき、無理なく参加できる「社会参加活動」でなければならないと考えており、稲城市では、「身体介護」や「生活援助」などの介護は対象としない。

問6 介護支援ボランティア活動として「居宅での活動」を対象としない理由は何か？

「居宅での活動」は、第三者の目が入らないことから、ホームヘルプサービス等と混同するなど、稲城市が目指す介護支援ボランティア制度の目的や趣旨と異なるものとなる恐れがあると判断し、当面は対象から除くこととした。将来、こうした問題が解決される見込みとなった場合に、あらためて対象とするかどうかについて、検討したい。

問7 介護支援ボランティア活動は、要介護4・要介護5などの高齢者にとって参加が困難であるので、介護保険料を財源の一部とすることは適切ではないのではないか？

介護支援ボランティア制度は、地域支援事業介護予防事業の特定高齢者施策ではなく、地域支援事業介護予防事業の一般高齢者施策として実施するものであり、要介護4・要介護5の高齢者を含むすべての高齢者の参加が可能な制度である。このため制度上は、一般高齢者、特定高齢者、要支援者及び要介護者の別を問わず対象となる。

また、地域支援事業は制度上、国、都道府県、市町村の負担する費用のほか、40歳以上64歳以下の第2号被保険者及び65歳以上の第1号被保険者の保険料を財源とすることとされている。

(類似Q&A：平成19年9月1日付「稲城市介護支援ボランティア制度に関するQ&A」問30、問32)

問8 「ボランティア」という呼称を使うことは適切ではないのではないか？

厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知の中で「市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化した」と明記されていることから、現時点では、市町村の地域支援事業として適切な呼称であると判断している。

(参考 平成19年5月7日付老介発第0507001号、老振発第0507001号、厚生労働省老健局介護保険課長、振興課長通知「介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について」)

問9 稲城市では、介護支援ボランティア制度実施による介護予防効果の目標値をどのように設定しているのか？ この目標値によると、要支援・要介護者をどの程度減少させることになるのか？

介護支援ボランティア活動参加者について、「介護認定率が5%減少すること」を目標値とした。この目標値では、介護支援ボランティアが100人とした場合に、稲城市の要支援・要介護者1,300人に対し、これを0.65人程度減少させる効果が見込まれるもので、この結果、給付費では一年間で1,099,800円の削減効果が見込まれることとなり、一月あたりの介護保険料を1.7円程度引き下げる効果が見込まれることになる。

なお、国が設定している目標値は、「介護予防事業対象者（高齢者人口の5%）について、その20%が要支援者等にならないこと」であるが、稲城市の目標値は国のそれより厳しいものである。

別紙「稲城市介護支援ボランティア制度における介護予防効果の目標値について」、「稲城市介護支援ボランティア制度の実施による介護保険料軽減効果額の試算シート」及び「要介護者数の推計イメージ」を参照のこと。

問10 事業実施にあたっての予算計上額はいくらか？

平成19年度予算額 600千円（市で計上）

区 分	金 額
報償費	
介護支援ボランティア制度評価委員会委員報償	214千円
需用費（消耗品費）	
事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	156千円
需用費（印刷製本費）	
介護支援ボランティア制度評価委員会報告書等印刷	230千円

平成20年度予算額の目安 1,460千円（管理機関への委託を想定）

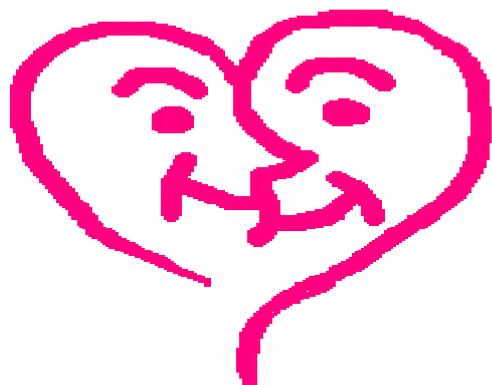
委託料の積算内訳（案）	金 額（案）
需用費（消耗品費）	
事務用消耗品（用紙、インク、ファイル等）	246千円
役務費	
振込手数料	130千円
郵送料	28千円
使用料及び賃借料	
パソコンリース料	56千円
負担金補助及び交付金	
転換交付金（1人5,000円を限度で200人を想定）	1,000千円

以上

稲城市介護予防事業

健康に心配なし手帳

～介護支援ボランティア手帳～



介護支援
ボランティア

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

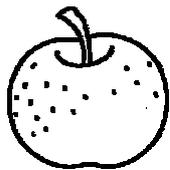
TOKYO
Verdy
1969

(C)NTV.FC

東京ヴェルディ 1969 は介護予防事業を応援しています。



健康に心配なし手帳の名称について



稲城の梨は、元禄の時代から栽培され様々な品種改良などを経て、稲城の特産物として親しまれています。歴史ある長寿の稲城の梨と同様に、いつまでも元気に健康で暮らせることを願い、手帳の名称を「健康に心配なし手帳」としました。

活動年度 平成 19 年度（20 年 3 月末まで）

名前 _____

住所 稲城市 _____

電話 _____

生年月日
大正・昭和 年 月 日

（対象は 65 歳以上です）

介護保険被保険者番号

介護支援ボランティア登録日

平成 年 月 日

☆ボランティア活動実績は、この手帳により管理しますので、紛失しないよう自己管理をお願いいたします。万一、手帳を紛失されても、スタンプを再交付することはできませんのでご注意ください。

稲城市介護支援ボランティア制度について

目的：この制度は、介護予防事業の一つとして、高齢者のみなさんが、介護支援ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。そして、稲城市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者：稲城市介護保険第1号被保険者
(市内にお住まいの65歳以上の方)

介護支援ボランティア制度の流れ

1. ボランティア登録をします。(平成19年9月3日から)

介護支援ボランティア登録申請書(この手帳の21ページ)に記入し、稲城市社会福祉協議会へお渡してください。

2. 介護支援ボランティア活動をします。(平成20年3月末まで)

指定された施設や団体などでボランティア活動をします。この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。ボランティア活動についてのご相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしています。

3. 手帳にスタンプをもらいます。(平成 20 年 3 月末まで)

ボランティア活動をしたら、その都度、活動した施設や団体にこの手帳を提示し、スタンプを押してもらってください。

※1 時間程度の活動で1 スタンプ、1 日2スタンプが上限です。

4. 集めたスタンプを評価ポイントに変えます。(平成 20 年 4 月以降)

この手帳を稲城市社会福祉協議会に提示し、集めたスタンプを評価ポイントに変えます。

スタンプの数	受取れる評価ポイント
10 から 19 まで	1,000 ポイント
20 から 29 まで	2,000 ポイント
30 から 39 まで	3,000 ポイント
40 から 49 まで	4,000 ポイント
50 以上	5,000 ポイント

5. 評価ポイントの活用の申し出をします。(平成 20 年 7 月以降)

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書(この手帳の 22 ページ)に記入し、市役所 2 階④窓口介護保険係にこの手帳を添えて申し出てください。市内出張所・稲城市社会福祉協議会でも承ります。

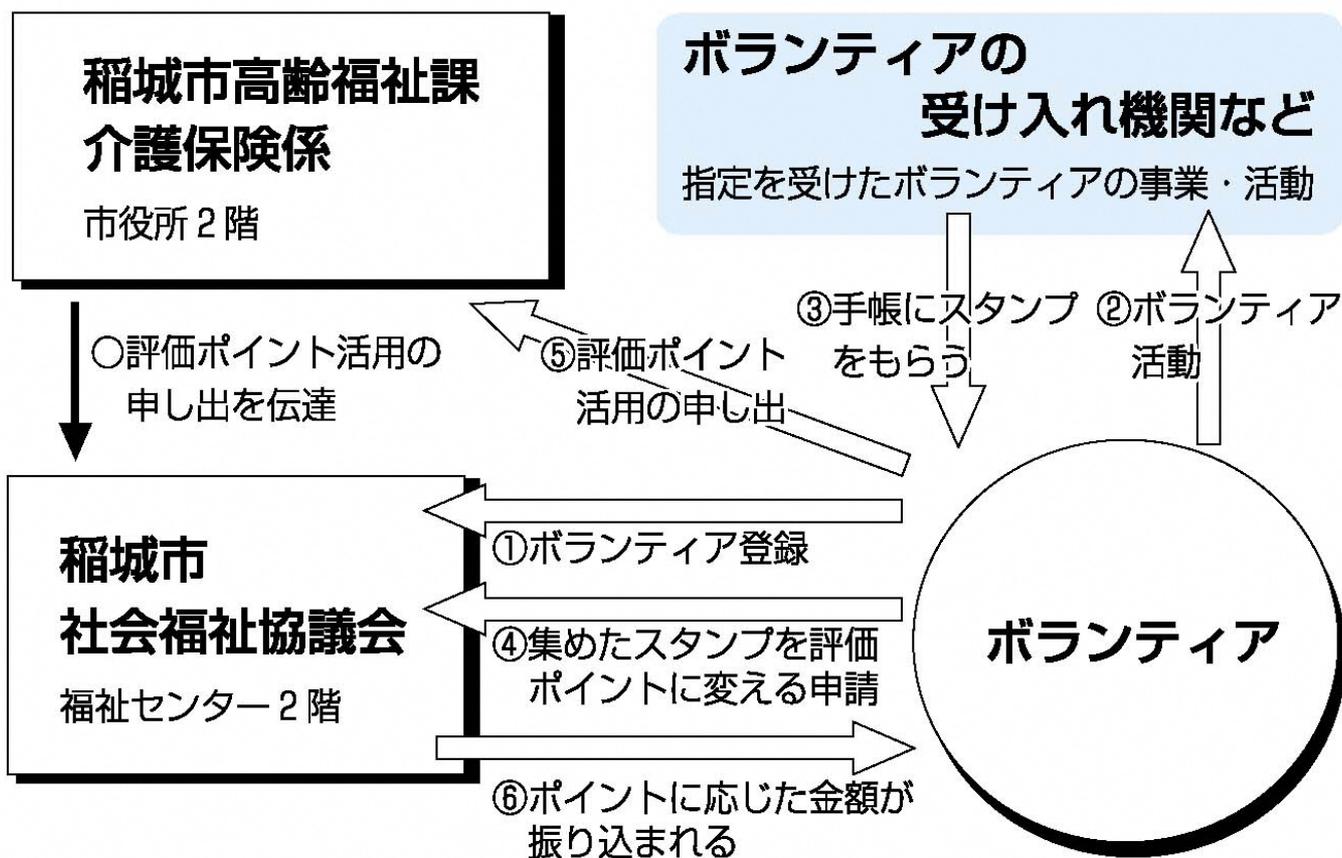
市役所介護保険係では、稲城市介護保険第 1 号被保険者で介護保険料の未納・滞納がないことを確認し、稲城市社会福祉協議会へ申請者から評価ポイントの活用の申し出があったことを伝えます。

6. 評価ポイント数に応じて交付金が口座に振り込まれます。

評価ポイント数に応じて現金が、稲城市社会福祉協議会から申請者から指定された金融機関の口座に振り込まれます。お預かりした手帳と振込日や金額のお知らせが届きますので確認してください。次回の介護保険料のお支払いにお使いください。

評価ポイント	金額
1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

介護支援ボランティア制度の流れ(19年度版)



※①～③は19年度から、④～⑥は20年度から実施します。

介護支援ボランティア制度に関するQ&A

Q この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、稲城市社会福祉協議会でボランティア登録を行ってください。また、安心して活動を行っていただくために、万一の事故やけがに備えて、ボランティア活動保険に加入することをお勧めします。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

Q どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は指定されています。指定されているボランティア活動の詳細は、市役所介護保険係、もしくは、稲城市社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたら？

A 稲城市社会福祉協議会にご連絡ください。けがなどの状況を伺い、保険会社へ連絡しますので、速やかにお知らせください。詳細は、10・11 ページをご覧ください。

Q 1日に複数のボランティア活動をしていてもスタンプはもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間程度の活動で1スタンプとなり、1日2スタンプが上限になります。

Q スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A 集めたスタンプは、評価ポイントに変える必要があります。平成20年4月以降に、稲城市社会福祉協議会で手続きを行ってください。評価ポイントに変えたら、平成20年7月以降、交付金をもらう手続きを行うことができます。

Q 手帳はスタンプがたまるまで使い続けてよいのですか？

A 手帳は年度ごとに新しいものに切り替わります。集めたスタンプを評価ポイントに変えたり、評価ポイントを交付金にする手続きは、決められた日にち以降になりますので、お忘れなく手続きをしてください。

Q 稲城市外に転居した場合も対象になりますか？

A 稲城市外に転居した場合は対象となりません。スタンプ、評価ポイント、交付金は、一切が無効になりますのでご注意ください。

Q ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえるのですか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円となっています。



ボランティア活動の心得

◆ 身近なことから無理のない範囲で

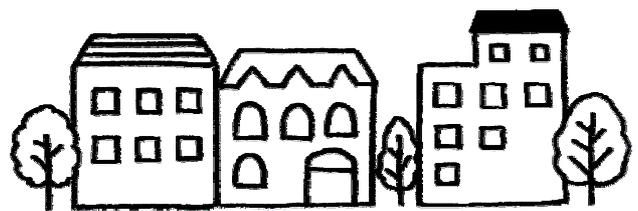
ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。数多くあるボランティア活動の中からどのようにして選ぶのがよいでしょうか。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいでしょう。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関する相談は、稲城市社会福祉協議会でお受けしていますので、気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動を行うことが求められます。また、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

◆ 秘密や約束を守りましょう

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることもあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことでも漏らさないでください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは必ず守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。



ボランティア活動保険について

ボランティア活動保険は、ボランティア活動中に起こり得る事故を対象にしたもので、賠償責任保険と傷害保険がセットになっています。ボランティア活動を安心して行うために、万一来に備えてご加入することをお勧めします。

(1) どんな場合に補償しているのか

①賠償責任保険

- ・ ボランティア活動中に物を壊してしまった場合
- ・ ボランティア活動中に活動の対象者にけがをさせてしまった場合
- ・ プライバシーの侵害等により活動の対象者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合 など

②傷害保険

- ・ ボランティア自身が活動中にけがをしてしまった場合
- ・ ボランティアが自宅と活動場所との往復途中にけがをした場合
など

※補償の対象は、いずれの保険も急激、偶然、外来の事故により起きた場合です。



(2) 補償金額

賠償責任保険	賠償責任 (免責なし)	対人・対物 共通	1事故・保険期間中	2億円
		受託物・ 借用物	1事故・保険期間中	50万円 (現金は10万円)
		人格権侵害	1名 1事故・保険期間中	50万円 100万円
	事故対応費用	1事故・保険期間中	500万円	
	見舞費用	死亡		50万円
後遺障害			1.5万~50万円	
入院日数に応じて2~10万円 通院日数に応じて1~5万円				
傷害保険	死亡・後遺障害		800万円	
	入院日額		8,000円	
	通院保険金日額		4,000円	

※状況に応じては、補償の対象にならないものもあります。

(3) 掛け金 300円

(4) 補償期間（保険期間）

4月1日から翌年3月31日まで

※補償期間での途中加入も可能です。その場合の補償期間は、加入手続きを行った日からとなります。

(5) お申し込み・事故やけがのご報告

稲城市社会福祉協議会 ボランティアセンター

稲城市百村7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3800（直通）

042-378-3366（代表）

ファックス：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の38第1項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

(1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。

(2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。

(3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。

(4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第3条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第1号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第5条第1項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第4条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関（以下「管理機関」という。）が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等（以下「受入機関等」という。）は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請書」（様式第1号）により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書（様式第3号）により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

- 3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。
- 4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。
- 5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。
- 6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

- 2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。
- 3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書（様式第4号）に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。
- 3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書（様式第5号）に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

- 4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。
- 5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。
- 6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
1,000ポイント	1,000円
2,000ポイント	2,000円
3,000ポイント	3,000円
4,000ポイント	4,000円
5,000ポイント	5,000円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者は押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度で1スタンプ、1日に活動時間・参加事業数に関わらず2スタンプが上限です。

1 日付 月 日	2 日付 月 日	3 日付 月 日	4 日付 月 日
5 日付 月 日	6 日付 月 日	7 日付 月 日	8 日付 月 日
9 日付 月 日	10 日付 月 日	11 日付 月 日	12 日付 月 日
13 日付 月 日	14 日付 月 日	15 日付 月 日	16 日付 月 日
17 日付 月 日	18 日付 月 日	19 日付 月 日	20 日付 月 日

活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者は押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度で1スタンプ、1日に活動時間・参加事業数に関わらず2スタンプが上限です。

21 日付 月 日	22 日付 月 日	23 日付 月 日	24 日付 月 日
25 日付 月 日	26 日付 月 日	27 日付 月 日	28 日付 月 日
29 日付 月 日	30 日付 月 日	31 日付 月 日	32 日付 月 日
33 日付 月 日	34 日付 月 日	35 日付 月 日	36 日付 月 日
37 日付 月 日	38 日付 月 日	39 日付 月 日	40 日付 月 日

活動記録3 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者は押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度で 1 スタンプ、1 日に活動時間・参加事業数に関わらず 2 スタンプが上限です。

41 日付 月 日	42 日付 月 日	43 日付 月 日	44 日付 月 日
45 日付 月 日	46 日付 月 日	47 日付 月 日	48 日付 月 日
49 日付 月 日	50 日付 月 日	51 日付 月 日	52 日付 月 日
53 日付 月 日	54 日付 月 日	55 日付 月 日	56 日付 月 日
57 日付 月 日	58 日付 月 日	59 日付 月 日	60 日付 月 日

活動記録4 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者は押印し、日付を入れてください。

※1 時間程度で1スタンプ、1日に活動時間・参加事業数に関わらず2スタンプが上限です。

61	62	63	64
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
65	66	67	68
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
69	70	71	72
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
73	74	75	76
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日
77	78	79	80
日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日	日付 月 日

評価ポイント記録簿（集めたスタンプを評価ポイントに変える）

あなたの19年度活動の評価ポイントは
[]
ポイントです。

管理欄

管理欄

評価ポイント活用記録簿（評価ポイントを交付金に変える）

申請日	使用した評価ポイント数	残っている評価ポイント数	管理欄
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			
平成 年 月 日			

介護支援ボランティア登録申請書

本人⇒稲城市社会福祉協議会

平成 年 月 日

介護支援ボランティア登録申請書

私は、下記のとおり介護支援ボランティアとして登録を申請します。

名 前	
住 所	
電 話	
生年月日 ※1	
介護保険被保険者 番号 ※2	

※1 生年月日 65歳以上の方が対象です。

※2 介護保険被保険者番号 空欄の場合は稲城市社会福祉協議会
が市に照会することを認めます。

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

本人⇒市役所

様式第4号（第8条第1項関係）

平成 年 月 日

稲城市長殿

申出者

住所

氏名

印

電話

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
蓄 積 評 価 ポ イ ン ト 数	ポイント
活 用 希 望 ポ イ ン ト 数	ポイント
差 し 引 き 残 高 ポ イ ン ト 数	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)			

キ
リ
ト
リ
セ
ン

稲城市福祉部高齢福祉課介護保険係

稲城市東長沼 2111

電話：042-378-2111（内線：282・283）

ファックス：042-378-5677

社会福祉法人 稲城市社会福祉協議会

稲城市百村 7 稲城市福祉センター内

電話：042-378-3366

ファックス：042-378-4999

稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱

(平成 19 年 7 月 9 日市長決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 115 条の 38 第 1 項に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援ボランティア活動を通して地域貢献することを奨励及び支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を推進するため、市民の共同連帯の理念に基づき、稲城市介護支援ボランティア制度(以下「介護支援ボランティア制度」という。)を設け、もって生き生きとした地域社会をつくることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者がボランティア精神を尊重し、地域において高齢者自らの介護予防を推進するように配慮した運営がなされなければならない。

2 介護支援ボランティア制度の実施に当たっては、個人情報保護に留意しなければならない。

3 介護支援ボランティア制度の運営に当たっては、次の効果を上げることができるよう配慮しなければならない。

- (1) 地域ケアの推進に不可欠な住民参加に関する認識が高まること。
- (2) 社会参加活動等に参加する元気な高齢者が増加すること。
- (3) 要介護高齢者等に対する介護支援ボランティア活動に関心が高まること。
- (4) 介護給付費等の抑制につながること。

(介護支援ボランティア制度)

第 3 条 介護支援ボランティア制度は、高齢者が行った介護支援ボランティア活動の実績を評価したうえで評価ポイントを付与し、当該高齢者の申出により、当該評価ポイントを換金した介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。

2 介護支援ボランティアの対象となる高齢者は、稲城市における介護保険第 1 号被保険者とする。

3 介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動は、市長が指定するものとする。

4 介護支援ボランティアは、第 5 条第 1 項の指定を受けた介護支援ボランティア受入機関等で介護支援ボランティア活動を行うものとする。

(管理機関)

第 4 条 介護支援ボランティアの登録、介護支援ボランティア手帳の交付、介護支援ボランティア評価ポイントの付与及び管理並びに介護支援ボランティア評価ポイント基金管理は、介護支援ボランティア管理機関(以下「管理機関」という。)

が行うものとする。

(介護支援ボランティア受入機関等)

第5条 介護支援ボランティア受入機関等(以下「受入機関等」という。)は、あらかじめ第3条第3項に規定する介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、市長から指定を受けなければならない。

2 受入機関等が前項の指定を受けようとするときは、「稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定申請書」(様式第1号)により市長へ申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請に基づき指定し、又は却下したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定・却下決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、既に指定を受けていた介護支援ボランティアの対象となる事業及び活動について、その指定を取り消したときは、稲城市介護支援ボランティア(事業・活動)指定取消決定通知書(様式第3号)により指定を受けていた者に通知するものとする。

5 受入機関等は、介護支援ボランティアが活動を行った場合は、当該活動時間等に応じ、回数を単位として評価するものとする。

6 受入機関等は、介護支援ボランティア活動を1時間につき1回として評価するものとする。ただし、介護支援ボランティア活動を1日において2時間以上行った場合又は2か所以上で行った場合については、当該活動を2回までとして評価するものとする。

7 評価の方法は、介護支援ボランティア手帳に活動確認スタンプを押印することによって行うものとする。

8 前項に規定する活動確認スタンプの様式は、管理機関が別に定める。

(介護支援ボランティア活動実績の把握)

第6条 介護支援ボランティア活動を行おうとする者は、介護支援ボランティア登録申請書を管理機関に提出するものとする。

2 管理機関は、介護支援ボランティアに対し、介護支援ボランティア手帳を交付するものとする。

3 介護支援ボランティア登録申請書及び介護支援ボランティア手帳の様式は、管理機関が別に定める。

4 管理機関は、前年度の活動実績について、介護支援ボランティア手帳に押印されたスタンプの数に応じて評価ポイントを付与することができる。

5 管理機関は、前項の規定により評価ポイントの付与を行ったときは、介護支援ボランティア手帳に介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印を押印するものとする。

6 介護支援ボランティア活動評価ポイント付与認証印の様式は、管理機関が別に定める。

(評価ポイント)

第7条 評価ポイントの付与基準は次のとおりとする。

活動実績	付与する評価ポイント
10回から19回まで	1,000ポイント
20回から29回まで	2,000ポイント
30回から39回まで	3,000ポイント
40回から49回まで	4,000ポイント
50回以上	5,000ポイント

2 活動実績及び評価ポイントは、第三者へ譲渡することはできない。

3 管理機関は、介護支援ボランティアに付与した評価ポイント数、活用ポイント数及び差し引き残高ポイント数について、当該付与の日から介護支援ボランティア制度の廃止の日後2年を経過する日まで、継続的に管理するものとする。

(評価ポイント転換交付金)

第8条 評価ポイントを活用して評価ポイント転換交付金の交付を受けようとする者は、介護支援ボランティア評価ポイント活用申出書(様式第4号)に介護支援ボランティア手帳を添えて、市長に提出しなければならない。

2 介護支援ボランティアの介護保険料にかかる未納又は滞納がある場合は、当該評価ポイント転換交付金は交付しないものとする。

3 市長は、第1項の申出があった場合において、当該介護支援ボランティアに介護保険料に係る未納又は滞納が無いときは、介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書(様式第5号)に介護支援ボランティア手帳を添付のうえ、管理機関へ伝達するものとする。

4 管理機関は、前項に規定する伝達に基づき、当該評価ポイント活用の申出者の蓄積した評価ポイントを換金し、年度ごとに5,000円を限度として、評価ポイント活用の申出者に対して介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金を交付するものとする。このとき管理機関は、「介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書」を当該評価ポイント活用の申出者へ通知する。

5 前項の介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金交付決定通知書の様式は、管理機関が別に定める。

6 介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金の算定基準は、次のとおりとする。

評価ポイント	介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金
--------	-----------------------

1,000 ポイント	1,000 円
2,000 ポイント	2,000 円
3,000 ポイント	3,000 円
4,000 ポイント	4,000 円
5,000 ポイント	5,000 円

(地域支援事業交付金の活用)

第9条 管理機関は、市が交付する地域支援事業交付金を介護支援ボランティア評価ポイント転換交付金に充てるものとする。

(事業の委託)

第10条 市は、介護支援ボランティア事業の実施に当たって、必要な事務を管理機関へ委託することができる。

(委任)

第11条 この要綱に規定するもののほか、介護支援ボランティア制度実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 介護支援ボランティア制度の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

様式第 1 号 (第 5 条第 2 項関係)

年 月 日

稲城市長殿

申請者

住所

団体名

代表者

電話

印

稲城市介護支援ボランティア (事業・活動) 指定申請書

稲城市介護支援ボランティアの対象として指定を受けたいので、稲城市介護支援ボランティア制度実施要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき申請します。

記

事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人 (うち 65 歳以上 人)

様式第2号（第5条第3項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定・却下決定通知書

年 月 日付で申請のあった稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定申請については、下記のとおりとしたので通知します。

記

1 以下のとおり指定する。

指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

2 次の理由により却下する。

却下理由	
------	--

様式第3号（第5条第4項関係）

年 月 日

団体名
代表者 殿

稲城市長

稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）指定取消決定通知書

下記の稲城市介護支援ボランティア（事業・活動）については、下記のとおり指定を取り消す

記

取消年月日	
指定年月日	
指定番号	
事業名	
活動内容	
活動場所	
活動人数	人（うち65歳以上 人）

取消理由	
------	--

様式第4号（第8条第1項関係）

年 月 日

稲城市長殿

申出者
住所
氏名
電話

印

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出書

私は、下記のとおり介護支援ボランティア手帳を添えて介護支援ボランティア評価ポイントの活用を申し出ます。

記

被保険者番号	
氏名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

振り込み依頼先口座

	銀行・信金 信組・農協		本店・支店 出張所
預金の種類	1.普通 2当座	口座番号	
口座名義人			

様式第5号（第8条第3項関係）

年 月 日

管理機関 殿

稲城市長

介護支援ボランティア活動評価ポイント活用申出伝達書

下記のとおり介護支援ボランティア活動評価ポイント活用の申出があり、当該申出者に介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したので、介護支援ボランティア手帳を添えて伝達します。

記

被保険者番号	
氏 名	
蓄積評価ポイント数	ポイント
活用希望ポイント数	ポイント
差し引き残高ポイント数	ポイント

介護保険料の未納又は滞納が無いことの確認欄

年 月 日

申請者について、介護保険料の未納又は滞納がないことを確認いたしました。

確認者 氏名 印

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険課・振興課

介護保険最新情報

今回の内容

介護保険制度を活用した
高齢者のボランティア活動の支援について

計4枚（本紙を除く）

Vol.12

平成19年5月11日

厚生労働省老健局介護保険課

振興課

【 貴都道府県内関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。】

連絡先 TEL：03-5253-1111（法令係・内線2164）
FAX：03-3503-2167

介護保険制度を活用した高齢者のボランティア活動の支援

1 経緯

- 本格的な高齢社会を迎える中で、各地域において、多くの高齢者の方々が自ら介護支援等のボランティア活動に参加することは、心身の健康の保持や増進につながり、介護予防に資するものと考えられる。
- こうした中、昨年、東京都稲城市から、高齢者による介護支援ボランティア活動を介護保険で評価する仕組みを創設したいとの構造改革特区要望が提出され、政府としては、この提案を契機に、こうしたボランティア活動を介護保険制度を活用して支援する仕組みを検討してきた。
- その結果、介護保険制度上、保険料控除を行うことは認められないものの、別添通知のとおり、介護保険制度における地域支援事業を活用することで、高齢者のボランティア活動の支援を行い、介護予防に資する取り組みを行う施策の普及・推進を図ることとした。

2 概要と考え方

- 具体的には、地域でボランティア活動に取り組む高齢者の活動実績を「ポイント」として評価し、このポイントの用途について介護保険料や介護サービス利用料に充てる制度をそのスキームの一例としてお示しすることとした（別添通知参照）。
- なお、このポイントの用途については、地域の工夫次第で、介護予防に役立つ様々な取り組みなどに広げることも考えられ、結果的に地域の活性化にも資するような活用方策も可能となる。
- いわば、①高齢者の介護予防、②住民相互による地域に根ざした介護支援などの社会参加活動、③にぎわいにあふれる地域づくりなどを同時に実現することを目指した取り組みであり、地域の創意工夫の下に、この例に限らず、元気な高齢者が地域に貢献できるような多様な取り組みを推進していただきたいと考えている。

<照会先>

厚生労働省老健局介護保険課企画法令係

TEL 03-5253-1111（内線）2164,2260

振興課法令係

（内線）3937

老介発第0507001号
老振発第0507001号
平成19年5月7日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険課長

振興課長

介護支援ボランティア活動への地域支援事業交付金の活用について

少子高齢化が進展する中で、高齢者が介護支援ボランティア活動等を通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところである。

こうしたことから、今般、地域支援事業実施要綱を改正し、下記のとおり、市町村の裁量により、地域支援事業として、介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことが可能であることを明確化したことから、貴都道府県内市町村等関係方面への周知徹底に遺憾なきよう配慮されたい。

記

1 具体的な実施方法

地域支援事業交付金を活用し、おおむね次のような枠組みにより、介護支援ボランティア活動を推進することが可能である。なお、これはあくまでも介護予防事業の一例であり、任意事業としても実施可能であることから、具体的な事業の実施に当たっては、各市町村において、最も適切な実施方法を検討されたいこと。

（実施スキームの一例）

- ・ 高齢者の社会参加活動を通じた介護予防を推進する観点から、高齢者が介護施設や在宅等において、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行った場合に、市町村は、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する。

- ・ こうした支援活動については、介護予防事業のうち一般高齢者施策として、地域支援事業交付金の対象となるものであり、市町村は、市町村が定めた管理機関に一括して交付金を支払う。
- ・ 管理機関は、支払われた地域支援事業交付金を管理するとともに、支援活動の参加者のポイントを管理し、当該参加者から、そのポイントを介護保険料支払いに充てる旨の申出があった場合については、当該申出に応じて、その管理する資金から当該参加者の蓄積したポイントに相当する額の範囲内で換金し、当該参加者に代わってその額を市町村に対して当該参加者の保険料として支払うことができる。

2 留意点

- 上記スキームを実施した場合、結果的に支援活動参加者の保険料負担は軽減されることとなるが、保険料賦課自体を減額又は免除するものではないこと。
- 介護予防に資する支援活動の基準については、地域支援事業交付金の交付対象の範囲で、各市町村において適切に判断されたいこと。
- 個人情報保護に留意すること。

【参考】地域支援事業実施要綱（抜粋）

別記

1 介護予防事業

(2) 介護予防一般高齢者施策

イ 各論

(イ) 地域介護予防活動支援事業

事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認めるものを適宜実施するものとする。

③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

3 任意事業

(3) 事業内容

ウ その他の事業

(ウ) 地域自立生活支援事業

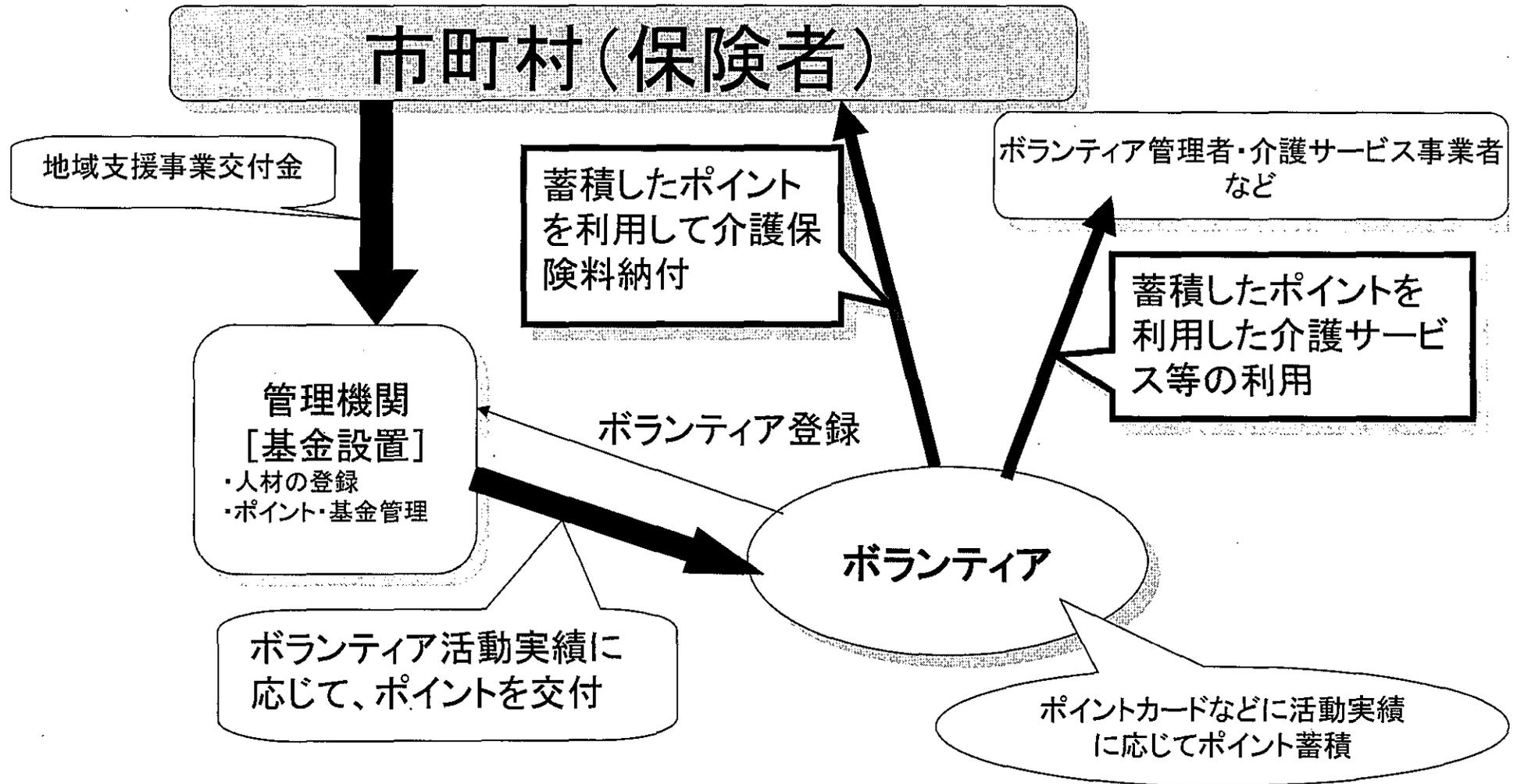
次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

社会参加活動を通じた介護予防の推進

- 一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担を軽減することができる。
- 実施に当たっての財源としては、「地域支援事業交付金」を活用することができる。

【実施スキームの一例】



平成 19 年 9 月 1 日
稲城市高齢福祉課

稲城市介護支援ボランティア制度創設までの経過

平成 17 年 7 月 6 日（全国市長社会文教委員会にて）

稲城市長（石川良一）は、全国市長社会文教委員会において、厚生労働省老健局長へ「介護支援ボランティアへの保険料控除制度の創設」を口頭で要望。

厚生労働省老健局長は、これを受けて「介護保険制度はできるだけ保険者である市町村の裁量を増やす方向でつくることが基本であり、よく検討したい。」と回答。

平成 17 年 8 月 1 日（厚生労働省にて）

稲城市長（石川良一）及び千代田区長は、厚生労働省において、厚生労働省老健局長へ「保険者独自の介護保険料控除を可能とする制度改正要望書～「（仮称）介護支援ボランティア控除」の創設にむけて～」を提出。

老健局長は、これを受けて「介護保険制度は、地域づくりと密接に関連する制度であり、御提案の趣旨は、理解できるものである。実際に、その実現が可能かどうかは、各自治体における実務の面、それから法制的な面について、各方面と十分御相談し、検討して参りたい。」と発言。

平成 17 年 10 月 31 日（全国介護保険担当課長会議にて）

厚生労働省老健局は、全国介護保険担当課長会議において、「介護保険料設定の弾力化（案）」を示し、「第 3 期の保険料設定に適用できるよう、法令の改正を行う予定である。」と発表。保険者（市町村）の意見を募集。

平成 17 年 12 月 7 日（厚生労働省介護保険制度インフォメーションにて）

厚生労働省介護制度改革本部は、「本件（介護保険料設定の弾力化（ボランティア控除））に関し、いただいた御意見の論点等について更に検討、整理を進める必要があると判断し、当面、平成 18 年 4 月 1 日を施行日とする制度見直し（政令改正）は行わない」と実施の見送りを発表。

平成 17 年 12 月 9 日（稲城市及び千代田区にて）

稲城市及び千代田区は、厚生労働省の実施見送り発表を受けて「この決定は、誠に遺憾であり、当面、「介護保険料控除」が実現できないことは大変に残念である」、「今後、「介護保険料控除」制度を有効と考える自治体と連携して、構造改革特区の提案等を検討していきたい」とコメントを発表。

平成 18 年 6 月 28 日（稲城市にて）

稲城市は「(仮称)介護支援ボランティア特区」の提案を内閣官房へ提出。「構造改革特区として試行的に実施し、その効果や問題点を検証し、改めて制度見直しの提案をおこなっていくことが必要」とコメントを発表。

平成 19 年 1 月 23 日（厚生労働省にて）

稲城市長は、厚生労働省老健局長へ改めて制度創設を要望。

平成 19 年 4 月 26 日（稲城市にて）

稲城市長及び厚生労働省介護保険課長は、これまでの協議等を踏まえ、次の事項について確認した。

稲城市の要望を踏まえ、一定の社会参加活動をした者に対し、活動実績に応じて、実質的に保険料負担が軽減できるシステムを導入する。

具体的には、介護保険法に基づく「地域支援事業交付金」を活用することが可能である旨を明示した厚生労働省老健局介護保険課長及び振興課長通知を発出する〔全国展開〕

これにより稲城市と厚生労働省は、「厚生労働省が現行の地域支援事業実施要綱を改正し、市町村の裁量により、介護支援ボランティア活動参加者への実質的な介護保険料負担の軽減を可能とする新たな制度の創設」の方向性を確認した。

平成 19 年 5 月 1 日（稲城市にて）

稲城市の特区提案主旨が認められる方向となったことについて、稲城市長の見解等を発表。

平成 19 年 8 月 15 日（稲城市にて）

広報いなぎ（平成 19 年 8 月 15 日号）にて、「稲城市介護支援ボランティア制度」の実施予定を公表。

介護支援ボランティア受入れ団体指定申請受付開始。

平成 19 年 9 月 1 日

稲城市介護支援ボランティア制度の試行的（モデル）事業スタート。

稲城市介護支援ボランティア制度試行的（モデル）事業実施報告書
～ 社会参加活動の介護保険制度への活用等に関する調査研究～

平成 20 年 3 月

稲城市福祉部高齢福祉課

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111（代表）

F A X 042-377-4781（代表）

ホームページ <http://www.city.inagi.tokyo.jp/>